

平成29年第4回尾鷲市議会定例会会議録

平成29年12月4日（月曜日）

○議事日程（第2号）

平成29年12月4日（月）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第54号 尾鷲市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第55号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第56号 尾鷲市営住宅条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第57号 平成29年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について
- 日程第 6 議案第58号 平成29年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第 7 議案第59号 平成29年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第 8 議案第60号 平成29年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第 9 議案第61号 平成29年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第10 議案第62号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
- 日程第11 議案第63号 尾鷲市斎場の指定管理者の指定について
（質疑、委員会付託）
- 日程第12 請願第 1号 国土調査法に基づく尾鷲市の地籍調査事業の早期実施を求める請願
（委員会付託）
- 日程第13 一般質問

○出席議員（13名）

1 番 三 鬼 孝 之 議員	2 番 内 山 將 文 議員
3 番 奥 田 尚 佳 議員	4 番 楠 裕 次 議員
5 番 上 岡 雄 児 議員	6 番 三 鬼 和 昭 議員
7 番 村 田 幸 隆 議員	8 番 仲 明 議員
9 番 小 川 公 明 議員	10 番 南 靖 久 議員
11 番 高 村 泰 徳 議員	12 番 野 田 拓 雄 議員
13 番 濱 中 佳 芳 子 議員	

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	加 藤 千 速 君
副 市 長	藤 吉 利 彦 君
会計管理者兼出納室長	北 村 琢 磨 君
市長公室長	大 和 勝 浩 君
総務課長	下 村 新 吾 君
財政課長	宇 利 崇 君
防災危機管理室長	神 保 崇 君
税務課長	吉 沢 道 夫 君
市民サービス課長	内 山 雅 善 君
福祉保健課長	三 鬼 望 君
環境課長	竹 平 専 作 君
水産商工食のまち課長	野 地 敬 史 君
木のまち推進課長	内 山 真 杉 君
建設課長	上 村 告 君
水道部長	尾 上 廣 宣 君
尾鷲総合病院事務長	内 山 洋 輔 君
尾鷲総合病院総務課長	平 山 始 君
教 育 長	二 村 直 司 君
教育委員会教育総務課長	佐 野 憲 司 君
教育委員会生涯学習課長	芝 山 有 朋 君
教育委員会教育総務課主幹学校教育担当	大 川 太 君

監 查 委 員
監 查 委 員 事 務 局 長

千 種 伯 行 君
仲 浩 紀 君

○ 議 會 事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長
事 務 局 次 長 兼 議 事 ・ 調 查 係 長
議 事 ・ 調 查 係 書 記

岩 本 功
高 芝 豐
相 賀 智 惠

[開議 午前10時00分]

議長（南靖久議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第2号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において9番、小川公明議員、11番、高村泰徳議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第54号「尾鷲市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について」から日程第11、議案第63号「尾鷲市斎場の指定管理者の指定について」までの計10議案を一括議題といたします。

ただいま議題の10議案につきましては、既に提案理由の説明は終わっておりますので、これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、通告順に従い、これを許可いたします。

最初に、3番、奥田尚佳議員。

3番（奥田尚佳議員） 通告に基づきまして、議案に対する質疑をさせていただきます。

議案第57号「平成29年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」のうち、第9款、第6項、第1目、19節負担金、補助及び交付金に計上されているスポーツ振興事業の他市町公営プール利用補助金169万7,000円につきまして、その内容について教えてください。

議長（南靖久議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（芝山有朋君） それでは、奥田議員の質疑にお答えをさせていただきます。

この他市町公営プール利用補助金につきましては、紀北町の健康センターが建設されたことに伴いまして、現在運用しております尾鷲市他市町公営プール利用補助金の内容に、趣旨に合致するものであることから、オープンに合わせてこれ

を補助しようと。その際に、紀北町の住民の皆様方と尾鷲市民の利用料金の差額相当を埋めることができるような補助を検討したものでございます。

以上です。

議長（南靖久議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） ありがとうございます。

紀北町の方と尾鷲市の方で料金の差があるということですよ。その差を埋めるといふことなんですが、具体的にどういうふうな改定なんですか。

議長（南靖久議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（芝山有朋君） 幾つかの区分には年齢区分がございますが、いわゆる一般という区分の方で60歳未満の方を指しますが、60歳未満の方で、尾鷲市民がビジター利用、1回ごとの利用をいたしますと1,080円という利用料金で、紀北町民の皆さんがそれを同じく利用すると860円という利用料金になっております。

議長（南靖久議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） ありがとうございます。

ただ、この前の、先月23日でしたか、10月の生活文教常任委員会の話の中で、たしか今税込み1,080円という話でしたけれども、税抜きの1,000円と、それから、紀北町の場合、税込みが860円ですけど、800円との差額、その200円を補助すると、基本的には、という話だったと思うんですけども。それで、月会員の方は、税込みだと紀北町の方は5,400円、尾鷲市の方が7,560円ですか。でも、それも税抜きで紀北町の方は5,000円の負担、それから尾鷲市の方は7,000円なので、それを基準にという話でございましたけれども。

それでは、お聞きしますけど、これ、フリップ、久しぶりに持ってきたんですけど、上段が紀北町の今の税抜きの価格です。800円と1,000円ね。それから、下が月会員の方、5,000円と7,000円の比較です。これで、それでは、一般の会員の方、例えば13回までということでしたけれども、それぞれ13回行った場合の補助金額を教えてくださいませんか。

議長（南靖久議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（芝山有朋君） 1回ごとのビジター利用という利用の仕方、一般の方が利用されますと、先ほど奥田議員さんおっしゃるように、消費税を除いて考えておりますので、1,000円の料金に対して、紀北町民800円

ということで、200円の差額が生じるということから、上限13回利用していただきますと、月額上限2,600円の補助ということになります。

議長（南靖久議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） 今お聞きしたのは、一般会員の方、その200円の差額があるから、13回、200円掛ける13で2,600円ということですけど、じゃ、月会員の方は13回行った場合、幾ら補助してくれるんですか。

議長（南靖久議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（芝山有朋君） 月額会員の方は、上限設定を、10回利用して、この2,000円の差が埋まるというような設定の仕方をさせていただいております。1回につき200円の補助額となっております。月に10回以上行っていただきますと2,000円の補助が受けられるという内容としております。

議長（南靖久議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） よくわからなかったんですけど、そうすると、例えば13回行ったとすると、一般会員の方は200円の13回、2,600円だけれども、月会員の方は2,000円しか補助してもらえないと。600円の差額が生じますけれども、そういうことですか。

議長（南靖久議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（芝山有朋君） そのとおりでございます。

議長（南靖久議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） 何か違和感があるんですけど、課長。例えば、2カ月で20回行ったとします。それで、1カ月目が13回行きましたと。2カ月目が7回行ったとしますね。そうすると、1カ月目、普通の会員の方だったら2,600円だけれども、月会員の人は2,000円しか補助してもらえない。それで、2カ月目、7回行ったら両方とも1,400円ですけれども、そうすると、2カ月で今13回と7回、20回行ったとしたら、普通会员の人は200円掛ける20回、4,000円の補助を受けられるけれども、月会員の方は、1カ月目は限度2,000円で、次の月は1,400円と、3,400円ということで600円の差が生じますけれども、そういう料金の違いというのはどうなんですか。構わないんですか。

議長（南靖久議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（芝山有朋君） そもそも、一般利用、ビジター利用の方の

いわゆる自己負担額というものが月会員の方とは違ってきますので、その自己負担額、いわゆる支払い額に合わせて補助の設定をさせていただきました。その際に、補助額は同じ200円という、1回当たりの補助額は同じ1回200円という設定にいたしました。が、ビジター会員の方は月13回以内とさせていただいております。これはなぜ13回となったかといいますと、現在運用しております現行の制度が週3回までの補助ということになっております。それを月に換算しますと13回ということで、現行の制度をそのまま踏襲したような形で上限回数設定をさせていただいたものでございます。

一方で、月会員の皆さん方の2,000円、いわゆる消費税は抜いてですけれども、2,000円という差額を埋める埋め方といたしましては、おおむね月会員の皆さん方は、大体7回以上プールに行かれる方がほとんどだと。7回以上行かないと、一般でビジター利用するほうが随分お得になりますので、月会員で登録されて月額を支払う方は、少なからず7回以上は必ず行かれる方であろうという想定のもと、また、あくまでも利用した実績に対して補助をしたいということから、おおむね10回ぐらいでその利用料金の差を埋めていくのが最もベターな数字ではないかということで、1回当たり200円という設定で、10回行っていただくと月額が埋まるという設定の仕方をさせていただいたものでございます。

議長（南靖久議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） 今、課長の説明を聞いて、私よくわからないんですけれども、利用に応じた実績に基づいてということなんですけれども、じゃ、そもそもこの補助金というのは、利用に応じてということなんですけれども、1回当たり幾らと決めて、それでその回数によって払うものなのか。それとも、その町の人と尾鷲市民の方との差額があるから、その差額の、負担額の差額を埋めるための補助金なのか、どういうものなんですか。言っている意味、わかりますか。

議長（南靖久議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（芝山有朋君） この紀北町のプールができた際に、いろいろ皆さんの御意見をお伺いする中で最も多かったのが、紀北町の利用料金と尾鷲市民、尾鷲市民というか紀北町以外の方の利用料金の差額を、できたら尾鷲の方は埋めてほしいという要望がかなり多かったことを受けてのものでございます。

です。ので、そういう中で、この差額を埋められるような設定を考えた中で、月額会員の方は自動で引き落としをされてしまいますので、その際に、やっぱり行って初めて活動があったものとみなすということで、引き落としをされた時点で

はなくて、引き落としをされた後、プールを利用していただいて初めてその補助の対象になるという考え方から、その回数は10回が一番ベターな数字じゃないかということで設定したものでございます。

議長（南靖久議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） その考え方もわからんではないんですけども、ただ、これ、負担額、負担額のね。今、課長も言われたように、その負担額の差があるからそれを埋めるためであるというのであれば、これ、紀北町の方、月会員の人ですよ、1回という人はおらんと思う。ほとんどおらんと思うんです、今、課長言われるように。でも、今の制度、今の考え方だと、5,000円払って、1回の人も、7回行こうが、10回行こうが、毎日行こうが、30日行こうが5,000円なんですよ。5,000円なんですね。だったら、この紀北町の方は、何回行こうが5,000円じゃないですか。だったら、尾鷲市の人も、1回であろうが、7回であろうが、10回であろうが、13回であろうが、毎日行こうが、負担額は7,000円なんですよ。7,000円というお金を払うわけですね。

だったら、この負担額の、そういう何回と数えて、10回と数えてとって、その手間もかかるじゃないですか。だから、負担額というのなら、一律的に、そういう何回と、多分1回という人はおらんと思いますよ。おらんと思いますけど、今の制度だとそういうふうになるじゃないですか。じゃなくて、簡単に、本当に今残業代もふえていますよ。残業代も減らすためにも、手間がかからんように、担当課の。月会員の方は、その負担額の差ということで2,000円の補助をすると決めておいたらいいじゃないですか。そんな、何回行った、数えると。数えるんでしょう、これ。どうなんですか。10回が限度とってまた数えるんですか。何回、何回行った、月会員の人。またそれで残業代をふやすんですか。僕はその辺の趣旨がよくわからない。

負担額の差というのであれば、もう月会員の方は負担しておるんですから、7,000円負担。紀北町の方は5,000円負担。だから、その負担額の差というふうにしたほうが僕は、一般質問になって、質疑なのであれなんですけど、そういうふうにしたほうが。どうですか、課長。そういうふうには考えなかったですかね。

議長（南靖久議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（芝山有朋君） 議員おっしゃる内容もわからないではないんですが、我々としたしましては、あくまでも尾鷲市民の方は、自分の利用する、

利用できる回数等に応じまして、ビジターで1回ごとの利用が一番自分にとってベターなのか、それとも、たくさん利用できるのであれば、月会費を払って利用するのがお得なのかというのは選択することができますので、その際に一番自分の都合のいい会員というものを選択していただければいいというふうに考えております。

また、月会員の補助につきましては、あくまでも会員手続をして会費を支払うという時点で補助をしたかどうかという御指摘でございますけれども、それはあくまでも我々から見たら、利用するための手続のまだ過程でありまして、実際、その補助金で、プールを利用していただく皆さんの補助金ということは、やはりプールに行って利用していただく、その時点で初めて補助対象になるという考えで補助制度をつくり込みをしておりますので、この点につきましては、やはり月会員の方でも、行った回数に応じて補助金を支払いさせていただくという考え方で臨んでいるものでございます。

議長（南靖久議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） 行った回数というのなら、僕は10回で限度を決めるというのはおかしいんじゃないかなと思うんですよ。

それなら、課長、これを見てほしいんですけど、上段が今の紀北町の月会員ですよ。5,000円、7,000円の負担ね。紀北町の方は5,000円、尾鷲市の方は7,000円。差額が2,000円あって、10回分しかしませんよということなんですけど、じゃ、今、大紀町と、それから熊野市の紀和町か、2カ所していますけれども、そこを今1回300円補助していますけど、大紀町の場合だって、これは月会員はないけれども、年会員というのがあって、大紀町の方は5,000円、それ以外の方は2万円というのがあるんですよ。これ、差額1万5,000円あるんですね。今、300円していますから、50回したらば、2万円払っても5,000円になるんやけれども、でも、50回という規定をしていますか、今。月13回という規定しか設けていなくて、こういう規定を設けていないじゃないですか。大紀町ではこういう制度があるのに設けていないのに、紀北町になったらそういう制度を設けるんですか。片手落ちというか、整合性がないというか、一貫性がないというか、制度は同じ制度なんじゃないんですか。町によって違うんですか。

議長（南靖久議員） ただいま奥田議員の発言の片手落ちというのは削除させていただきます。

3番（奥田尚佳議員） 申しわけありません。削除してください。

議長（南靖久議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（芝山有朋君） まず、大紀町と紀和町には、今、現行も回数券、また大紀町のほうには年会費制度があるということも承知はしております。ただ、現在のこのプールの補助金につきましては平成26年の2月から運用しているわけでございますけれども、その平成26年にこのプールの補助金を設定した段階で、回数券と年会費については対象外ということで設定をされているものでございます。

その対象外とした理由につきましては、当時の少し推測の部分にもなるかと思えますけれども、回数券は本人以外の利用でも可能となってしまうのではないかなというようなこととか、年会費のほうでは、実際の利用実績を伴わなくとも、いわゆる高額な補助の対象になりかねてしまうということ、それと、二つの施設で手続が違ってしまうということから、こういう事情を考慮して対象外としたのではないかなというふうに思います。ですので、現在の運用している内容では、1回ごとの利用にしか補助金は支払いはさせていただいておりませんので、そういう上限50回とかという設定もしていないものでございます。

議長（南靖久議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） 余計おかしいですね。何で最初に設けた大紀町のほうが、回数券とか、今言われた年会員の人もおるのに、それは除外にして、今回は紀北町は、月会員の人がおる可能性があるから入れるんだと。それ、どうですか。一緒の理屈じゃないですか。こっちはええ、こっちは悪いと。これ、どうなんですか。こんなやり方で構わんのですか、この補助金のあり方というのは。9月議会でもかなり議論させてもらったけれども。そのケース、ケースで、町が違ったら違ってもいいんですね、ほんなら、こういう補助金というのは。一貫性がなくても。

議長（南靖久議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（芝山有朋君） 今回の紀北町のプールに伴う改正につきましては、もちろん一番近い、尾鷲市に一番近い紀北町というところに公営プールができたということに伴いまして、それを補助対象としていくために、しかも11月オープンというものに間に合わすというために、年度の途中でずっと運用しておりました補助金に追加をして改正を、今年度につきましては追加改正をさせていただこうとしているものでございます。

今、御指摘の熊野市と大紀町のプールのほうにつきましては、平成26年の2

月からずっと現行のまま運用していることで、今現在、今年度の運用している現
在につきましては、そのままの状態では今年度は運用をさせていただきたいとい
うふうを考えております。

ただし、御指摘のことも踏まえまして、来年度以降の体制につきましては、補
助金全体の見直しなどの観点も踏まえまして、また改めて見直す機会は必ずある
と思いますので、そのあたりについては、当然、御指摘の紀北町の設定の仕方が、
こういう内容で今設定していることですから、その時点で大紀町もしくは紀和町
のプールをどうしていくかというのを改めてまた検討する必要があるというふう
に考えております。

議長（南靖久議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） そうすると、その町によって違うということになると、要領
はどうなるんですか。僕は、大紀町が回数券もあかんとか、年会費の人は支給し
ないと、そんな話は聞いたことがないですよ。委員会でも、そんな報告は一切聞
いていない。要領を見ても、今、何も書いていませんよ。この要領、どうなるん
ですか、じゃ。要綱で定めるの、ほんなら別に。そんな一貫性のないやり方で、
議会にも何も報告なしでいいんですか。そんな行き当たりばったりみたいな、場
所によって違う補助金を出す。

議長（南靖久議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（芝山有朋君） 今回の改正につきましては、先ほど申し上
げましたように、今も既に運用されている補助金制度に、紀北町のプールの部分
をどうしていくかということを検討させていただいたものでございます。ですの
で、年度の途中でということでもございましたので、今年度につきましては、今運
用している大紀町、紀和町のプールの制度はそのままとして、そこに紀北町のプ
ールを改めて検討して、追加改正しようとしているものでございまして、紀北町
のほうでは、ビジター会員と月額利用会員と、この二つの設定がございまして、
多分、今後、今の段階でも相当な数が来ているんですけども、紀北町のほうの
利用がどんどんふえてくるというふうに当然推測されますので、今後、この二つ
のプールのあり方、大紀町と熊野市のほうのプールのあり方も踏まえて、どうし
ていくのかということも含めて、改めて全体、この三つのプールの補助のあり方
というのは、新年度に向けて見直していく必要があるというふうには考えており
ます。ただ、現在運用しておりますのは、もともとスタートしている補助制度に
紀北町の分を追加させていただいたということで、どうか御理解いただきたいと

いうふうに思います。

議長（南靖久議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） 今、何回も言いますが、大紀町の大内山、熊野市の紀和町のプールに補助しておるわけでしょう。今回、紀北町を追加ということなんやけれども、じゃ、追加するだけやったら、大紀町や熊野市と同じようにやらなあかんじゃないですか。何で今回だけ全然違うような、要領をどうするのかなと思うんですけど、これ、最終的に。10月23日か、生活文教常任委員会では示されていますけど、変更案はね。どないするんですか、これ。場所によって違う。

もう一個聞きたいんですけど、課長、でたらめと言ったら怒られるけど、これ、上が大紀町です。下が紀北町の一般の場合ですよ。今、大紀町の場合、大紀町の町民は300円ですよ。これは税込み。ほかのまちの人は600円の負担、税込みですよ。その税込みの基準で今300円を補助していますよね、補助していますでしょう。でも、今回は、紀北町の方、税抜きで800円、税込みで860円ですよ。尾鷲市の人は1,000円やけれども、これ、税抜きです。今、冒頭にも言われたけれども、1,080円の負担なんですわな。ですよ。

お聞きしますけど、これもおかしいんですよ。大紀町は税込みの300円と600円の比較で300円を補助しておるんです。紀北町は税抜きの800円と1,000円の比較で補助すると。これはどういうことなんですか。これも場所によって違うということなんですか、同じ補助金であっても。税抜きと税込みで、この違いというのは、かなり僕はおかしいんじゃないかなと思うけれども。一方では税込みで計算して補助します、もう一方では消費税は関係ないですよと、税抜きで比較してやりますよというのは、僕はこれ、行政としてこれはいかなものかと思うんですけど、どうですか。

議長（南靖久議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（芝山有朋君） 紀北町の補助金を算定する際に消費税を、確かに議員御指摘のとおり消費税を対象外とさせていただいたんですけども、この点につきましては、もともと、現在運用しています紀和町、大紀町の補助金を算定する前に、これも10円単位を切り捨てている部分もございます。紀和町、大紀町のプールの利用料金の中には、内税として消費税は含まれております。ですので、確かに消費税は対象となっているとは言えると思うんですけども、その料金設定をするときに、10円単位を切り捨てた100円単位の補助を設定しているということがそもそもございました。

また、補助額自体に、先ほどからお話をさせていただいています上限設定というものも設けていることから、その利用料金、利用差額そのまま全額が補助金になるというものではございませんので、上限設定をさせていただいているという点と、もともと10円単位を切り捨てていると、切り捨てている部分もあるということから、今回、紀北町の料金体系が月額会員、ビジター会員、しかも年齢区分も3区分等、かなり複雑な料金体系となってしまうことから、それを検討する段階で、市民の皆さんによりわかりやすいような補助額としていくことを、これまでの考え方も一応踏まえた上で料金設定をさせていただいたものでございます。

議長（南靖久議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） その端数どうのこうのというより、端数は切っていますよ。紀北町だって、800円だけれども税込みは864円だと思うんですけど、8%にしたら。でも、860円と。別に10円単位になっていますよ。100円単位にせなあかんのですか。でも、これは絶対おかしいですよ。これ、市長、どうですか。一方では税込みで基準にして、一方では税抜きって、こんな補助の仕方であるんですか。どうですか。

（発言する者あり）

議長（南靖久議員） 質問中でございますので。

3番（奥田尚佳議員） おかしいと思いませんか。もしあれだったら副市長にもお聞きしたいけれども、これ、補助金の審査委員会の会長ですから。10月18日に尾鷲市補助金等審査委員会が開かれているようですけど、おかしいと思いませんか、これ。こういうやり方なんですか、尾鷲市は。一方では税抜き、もう一方では税込みと、そういう基準でやられるんですか、今後も。

議長（南靖久議員） 副市長。

副市長（藤吉利彦君） 奥田議員の補助金審査委員会の協議内容についてお答えさせていただきます。

尾鷲市補助金等審査委員会は、私、副市長が委員長を務め、補助金等の審査に関することと、補助金等の交付事務の合理化等に関することを所掌する委員会で、生涯学習課から開催要請がありまして、議員御質問のとおり、10月18日に私を含めた9名の委員全員の出席で開催したところでございます。

当日の委員会の中身としましては、紀北町の公営プールの完成に伴い、補助の対象に加える必要があると考えられることから、主に尾鷲市教育委員会関係補助

金交付要綱と尾鷲市他市町公営プール利用補助金交付要領の改正について、生涯学習課から説明を求め、審査したものでございます。

委員会では、要綱と要領の改正に関して、現在運用している公営プールの利用補助金の趣旨に合致する施設であるかどうかということから、11月オープンの紀北町のプールを補助対象とすべく、どうしようかという議論をさせていただきました。委員からは、補助対象が拡大することに対する疑念であるとか、これまでの対象施設をそのまま残すのかといったような、主に制度そのものに対する議論をさせていただきました。

議長（南靖久議員） 副市長、奥田議員さんの質疑は、消費税についての議論をされたか、されないかということでございます。

副市長（藤吉利彦君） 特にそういった制度そのものに対する議論を中心にやりましたので、議員御指摘の消費税の取り扱いについては審査が及ばなかったことがあります。先ほど生涯学習課長が申しましたように、平成30年度の補助金の見直しの中で、もう一度、この熊野市の紀和町、それから大紀町のプールも含めた補助金のあり方についてはしっかりと十分見直しをさせていただきたいなど、こんなふうに思っております。

以上です。

議長（南靖久議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） そうすると、今の副市長の話を知っていると、今回の紀北町が新たに加わるということで、尾鷲市補助金等審査委員会が開かれたけれども、その紀北町を入れるか入れないかの議論に終始したということなんですよ。という理解でいいんですか。その中身まで、その中身の要領、要綱とか、その辺の中身までの検討はしていないということですか。そこが大事だと思うんですけどね。

議長（南靖久議員） 副市長。

副市長（藤吉利彦君） 先ほど答弁したように、どちらかというと、紀北町のプールを補助金の中に入れるかということを中心にしました。ただ、基本的な補助金の考え方としては、紀北町民と、それから、それ以外の、尾鷲市の市民が紀北町のプールを利用したときに、なるべくその町民の方と同じような料金体系になるような方法を算定するようということで生涯学習課のほうには指示をさせていただきました。

以上でございます。

議長（南靖久議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） その指示だけで終わっておるんです。じゃ、副市長は、最終的には要領とか要綱の中身というのは、そこまでは検討していないということですよけど、その辺ね。だから、そういう今の負担が差がないようにととっても、絶対月会員でも差が出てくるじゃないですか、さっき言ったような。消費税のこんなものもあるしね。だから、もっとしっかりその辺、新年度の予算編成に向けてまたこれを改定するんでしょう。どうするの。しっかりその辺を議論してくださいよね。

議長（南靖久議員） 副市長。

副市長（藤吉利彦君） 消費税の取り扱いについて、審査委員会の審査が及ばなかったことにつきましては、委員長としてしっかりと反省させていただきます。今後、平成30年度の補助金の見直しにおいて、そのあたりの整合性がとれるような形でしっかりと見直しをさせていただきたいと、こんなふうに思っております。

議長（南靖久議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） ぜひその辺、しっかり、せっかく審査委員会を開かれたんやったら、きちっと中身まで議論して、消費税もどうなのかぐらいは僕は議論してほしかったなというふうに。あと負担額と、思うんですけど、一般質問じゃないので。

最後に1点だけ。この169万7,000円というのは、いつからの補助なんですか。

議長（南靖久議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（芝山有朋君） 今回のこの補正予算案をお認めいただいた後に、要綱、要領も同日付で改正手続をさせていただいて、11月1日にさかのぼるような形、遡及するような形で、遡及適用をさせていただきたいというふうに思います。

議長（南靖久議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） これは、尾鷲節コンクールの前回の250万に30万を足すというものじゃないですから、性格が全然違うので、私は否定するものじゃないですけども、その立場に立っていませんけどね。でも、11月にさかのぼって、それはもう市民の方に周知しているんですか。

議長（南靖久議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（芝山有朋君） 体育館のほうにお問い合わせをいただいた

方には、その旨、そういう方向で今手続を進めさせていただいているという回答はさせていただいております。また、紀北町のプールのほうとも相談、受付のほうとも相談をさせていただきまして、紀北町のほうのプールのほうから尾鷲市民の方には、今そういう方向ですので、利用の証明書のようなものは保管しておいでくださいというような手続の説明はさせていただいております。

議長（南靖久議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） じゃ、体育館に問い合わせがあった方にはとか、紀北町の窓口で来られた方には周知されているということですよ。だったら、11月から払うのであれば、本来は10月の末までに臨時議会を開くなりして予算を上げるべきじゃないですか、これ。さかのぼってなんて、もし議案が通らなんだらどうするんですか、周知しておって、これだけ。問い合わせがあった人らとか。通らなかつたらどうするんですか。それこそ議会軽視ですよ、これ。議会の予算の議決権を甘く見ていますよ。議会軽視と言われますよ、これは本当に。11月にさかのぼってって、そんな予算のつけ方がありますか。最近何でもありになりますからね。質疑なので。

議長（南靖久議員） 奥田議員に注意します。今回は、今回初めて補正で上がった予算でございますので、御理解の上、質疑をお願いいたします。

3番（奥田尚佳議員） その辺、僕は、11月に遡及、さかのぼってなんていうのは、議会軽視じゃないかなという気がしてならないんですけど、いかがですか。

議長（南靖久議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（芝山有朋君） そのあたりは我々も十分、議会で特にこの予算を認めていただいた後の手続であるというのを一番考えて、対応のほうも考えさせていただいているものでございます。

この予算を認めていただきましたら、当然、広報や、皆さん方には、市民の皆さんには、こういう決定いたしましたということでお知らせできるんですが、今のところ、まだそういうお知らせが、まだ予算がどうなるかわからないという段階で、私、今説明が足りなかったと思いますが、体育館のほうや紀北町のほうのプールのほうでも、まだ決定ではないということで、ただ、一応そういう方向性の手続の考え方ではいるということだけ御説明をさせていただいているというところで御理解いただきたいと思います。

議長（南靖久議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） そうすると、さかのぼるということで、11月からと。11、

1 2、1、2、3、5カ月かな。1 1、1 2、1、2、3、5カ月やね。ということは、5カ月で1 7 0万ぐらいということは、年間にすると四、五百万になっていくんですかね。これまでは、紀和町と大紀町の場合、両方で4 0万ぐらいでしたか、決算もね。そういう理解でよろしいですか。

議長（南靖久議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（芝山有朋君） そのとおりでございます。

議長（南靖久議員） 奥田議員。

3 番（奥田尚佳議員） 済みません、長々やりまして。また予算決算常任委員会もありますので、またさらに詳細にお聞きするかもしれませんが、これで私の議案に対する質疑を終わらせていただきます。

議長（南靖久議員） 次に、7 番、村田幸隆議員。

7 番（村田幸隆議員） 私は、議案第6 3号「尾鷲市斎場の指定管理者の指定について」質疑をいたしたいと思います。

まず、この指定審査には何社の申し込みがあったのか、お示しをいただきたいと思えます。

議長（南靖久議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（内山雅善君） 村田議員の質疑に答弁させていただきます。

指定管理者の審査には何社申し込みがあったのかということでございますが、担当のほうといたしましては、市に火葬及び通夜、告別式、貸し室管理業務として指名登録されている5業者に事前連絡を行いまして、募集事項説明会へは3業者が参加されましたが、最終選考への参加は1業者となりました。

以上でございます。

議長（南靖久議員） 7 番、村田議員。

7 番（村田幸隆議員） ということは、随意契約ではないけれども、そういう形になったということなんですね。

そこで、指定管理料、これについては債務負担行為で7, 5 2 1万1, 0 0 0円、限度額というのが定められておりますけれども、その中で業者の提案額、これは幾らだったんですか。

議長（南靖久議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（内山雅善君） 業者から提案されました管理運営費提案書の金額は7, 2 4 1万1, 0 0 0円でございます。

議長（南靖久議員） 7 番、村田議員。

7番（村田幸隆議員）　ということは、計算すると差額の280万、これについては
予算措置としては減額補正措置ということになるんですか。

議長（南靖久議員）　市民サービス課長。

市民サービス課長（内山雅善君）　差額につきましては、今回議案をお認めいただければ、平成30年第1回定例会において債務負担行為補正として280万円を減額する予定でございます。

以上です。

議長（南靖久議員）　7番、村田議員。

7番（村田幸隆議員）　それでは、今回の選定の際の基準の説明をお願いしたい
と思います。

議長（南靖久議員）　市民サービス課長。

市民サービス課長（内山雅善君）　選定の際の基準を説明させていただきます。

まず、選定基準といたしまして、1番、運営業務に関する事項、管理運営の基本方針。2番として、団体の財務状況に関する事項。3番といたしまして、業務実施に関する事項として、火葬及び火葬関連業務に関する方針、受付業務に関する方針、施設管理に関する方針、外部委託についての方針、市民サービスの向上についての方針、要望、苦情に係る対応に関する方針。4番といたしまして、管理運営体制、組織及び人員に関する事項、職員の配置計画、従事職員の研修に関する方針、安全確保に関する方針、緊急の火葬に対する体制、個人情報保護の方針、災害発生時等非常時の体制及び対策。5番といたしまして、収支計画の策定、経費縮減の取り組み、以上の選考基準で選考させていただきました。

議長（南靖久議員）　7番、村田議員。

7番（村田幸隆議員）　今、基準の説明をしていただいたんですけども、斎場については耐用年数がかなり過ぎておまして、今の課長の説明の業務実施に関する事項の中で、火葬及び火葬関連業務に関する方針や施設管理に関する方針等の中で、申し込み業者、この指定を受けようとする業者、今回議案に出されておりますけれども、その中で特別な意見や申し入れというのはなかったんですか。

議長（南靖久議員）　市民サービス課長。

市民サービス課長（内山雅善君）　今回、プロポーザルの中で、火葬関連業務への取り組みとしまして、業者からは、これまでの管理業務を請け負っている経験から、斎場の火葬炉における固有の特徴を熟知していること、故人の尊厳を守り、御遺族の心情に配慮したお別れの場を提供できるよう、細心の注意を払って業務に取

り組んでいることなどが示されました。

また、施設管理に関する方針では、施設全体の老朽化が進んでいるが、徹底した施設管理を実施し、今日まで無事故でとり行っており、今後も環境美化や事故の防止、作業効率の向上を目指していくということが示されました。

以上でございます。

議長（南靖久議員） 7番、村田議員。

7番（村田幸隆議員） その指定を受けようとする業者が、徹底管理の上に、事故もなく今までやってきておると。今後もこれを続けたいということは、これは大変結構なことでありますけれども、やっぱり耐用年数が過ぎておるということで、先般の生活文教常任委員会の視察で、焼却炉が壊れることも十分考えられると。その中で、そのときの対応に苦慮をする、あるいは待合室の機能で問題提起をされました。

特にこの炉の崩壊等につきましては、事故の対応等で、市当局とどう話をしていくかなということを経験の皆さん方も大変御心配されておったように思うんですけれども、私も委員ですから、そういうことを感じましたが、特にこれについて、その指定管理をしようとする者と当局、市当局との話し合いというのは行われておるんですか。

議長（南靖久議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（内山雅善君） 本市の斎場につきましては、昭和62年4月に供用開始して30年余りが経過しておりますが、炉全体の耐火物のオーバーホールは行っておらず、保守点検において、れんが構造の複雑さから、部分補修による修繕は不可能で、炉全体の耐火物をオーバーホールする必要があるとの指摘を受けております。業者からは、メンテナンス業者と綿密に連絡をとり合い対応している状況であるため、他の施設も含めて改修の要望が上がっております。

以上でございます。

議長（南靖久議員） 7番、村田議員。

7番（村田幸隆議員） この施設は、いつ、まあわかりませんが、いつ壊れてもおかしくないという耐用年数を過ぎた、この年数が経過しておるんですね。そんな中で、もし万が一この施設が壊れた場合はどうするのかということは当然視野に入れて、指定管理というものを行わなければならないと思うんですけれども、その辺のところは指定管理の審査の中で話題として出なかったんですか。

議長（南靖久議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（内山雅善君） 業者からは、当然、炉の崩壊等、緊急の場合が考えられるというようなお声はいただいておりますが、その場合は市のほうで近隣の火葬場への応援要請等を考えていきたいというようなことはお話をさせていただいております。

以上でございます。

議長（南靖久議員） 7番、村田議員。

7番（村田幸隆議員） 万が一の場合は近隣市町にお願いをするということなんですが、それは担当が今話をされておりますけれども、当然、これ、壊れなくても、近いうちには改修ということにならざるを得ないんですね。そのときには、この炉がとまります。その際にどうするのかということきちっと検討していなければいけないと思うんですね。

それと同時に、その改修する期間は、この指定管理は5年でやられるわけでしょう。その指定管理委託をして5年間やられるんですけども、その間、尾鷲市の焼却炉が使えないときにどうなるのかというようなことも、きちっと綿密に計画を立てておかなければならないと思うんですけども、その辺の計画というのはきちっと立ててありますか。

議長（南靖久議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（内山雅善君） 担当といたしましては、平成28年の10月に尾鷲市斎場の整備計画案というのを立ててございます。その中で業者から提案いただいておりますことは、現在の斎場の火葬炉は3基ございますので、全てストップせずに、順次、2カ月間ぐらいの間で、1号をとめて修繕、2号をとめて修繕というふうにして、完全に斎場が使えない状態になる期間はないような方向での整備計画というものを立てているような状況でございます。

議長（南靖久議員） 7番、村田議員。

7番（村田幸隆議員） 当然、この整備計画は立てておることでもありますけれども、これ、いろんなところから御意見をお聞きすると、やはり早くその改修をしなければいけない。一つ、三つの炉がありますけれども、その単体の炉が壊れるのではなく、その単体の炉から、排煙ですか、その脱硫、その辺のところが壊れたら三つともだめになってしまうと、こういう状況があるんですね。

ですから、その辺のことを考えると、喫緊に、予算のこともあって、市長、大変頭が痛いと思うんですけども、考えなければいけないんですよ。ですから、今までの計画を立てておると言いますが、大体何年ごろにというめどを立

ててやられておるんですか。

議長（南靖久議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（内山雅善君） 担当といたしましては、平成31年度の改修をめぐりに協議をさせていただきたいと考えております。

議長（南靖久議員） 7番、村田議員。

7番（村田幸隆議員） 平成31年度の改修ということなんです。その際に、炉がとまって改修をする際には、指定管理者にはどうするのか、どう対応するのか。そして、尾鷲市としては、当然、近隣市町といっても、今のように、火葬場に行くのに、そんな距離じゃありませんから、当然長い距離がかかっていくということでもありますから、御利用いただける市民の皆さん方も当然あらゆる面で費用がかさんでくるわけなんです。

そういうところから考えていくと、やっぱり尾鷲市民がある以上は、絶対これは必要不可欠な施設でありますから、その辺のところの問題ですから、大変微妙なところもありますけれども、やっぱり早く改修をしていただくよう求めておきたいと思うんですけれども、この計画、いま一度見直していただいて、詳細にわたって、もちろん担当ですから、いろいろ詳細にわたって計画を立てておられると思うんですけれども、しかし、今の現状を再度見詰め直して、きちっとした計画を立てていくと。

これは余分なことかも知れませんが、BCP、事業継続計画というのを既に御存じかと思うんですけれども、計画を立てるということは大体そうなんですけれども、このBCPというのは、本来はマネジメント用語の一つでありまして、非常事態に強い企業の経営手法の一つでありまして、目的として、自社にとって望ましくない事態、経営大事故、不祥事等が生じたときに、被害を最小限に抑え、最も重要な事業を素早く展開できるよう策定するもの、いわばマニュアルの、災害マニュアルの拡大版のようなものでありますけれども、これは尾鷲市の全課にかかわるものでありますから、こういったものもきちっと構築をさせていただきたいな。

特に、何回も申し上げますけれども、これは尾鷲市民がいる以上は絶対に必要なものでありますから、そこで事故あるいは不祥事、不祥事はないでしょうけれども、事故等があった場合にどう対応していくのかということをきちっと計画に入れるように、ぜひ、難しい言葉でBCPと言いましたけど、そういうものじゃなくてもいいものですから、そういったものをきちっと構築していただくという

ことを強く執行部に求めておきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

これで私の質疑を終わります。

議長（南靖久議員） 以上で通告による質疑は終わりました。

他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております10議案は、お手元の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 御異議なしと認めます。よって、議題の10議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決しました。

次に、日程第12、請願第1号「国土調査法に基づく尾鷲市の地籍調査事業の早期実施を求める請願」を議題といたします。

ただいま議題の請願につきましては、朗読を省略し、お手元の請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 御異議なしと認めます。よって、所管の常任委員会に付託することに決しました。

ここで、一般質問準備のため休憩いたします。再開は午前11時からといたします。

〔休憩 午前10時50分〕

〔再開 午前11時00分〕

議長（南靖久議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第13、一般質問に入ります。

発言通告書が提出されておりますので、お手元の一般質問表に従い、順次これを許可することにいたします。

抽せんの手順により、最初に、4番、楠裕次議員。

〔4番（楠裕次議員）登壇〕

4番（楠裕次議員） おはようございます。第4回のトップバッターということで、

早いもので、ことしもあと1カ月を切りました。風邪など引かないように締めくくりたいと思います。とはいいいながら、ここ1週間ぐらい体調不良が続いている状況です。

さて、去る11月22日に、三重県市町総合事務組合が開催する第1回自治体議員研修会に参加いたしました。テーマは、議会を自治の主役にとということで受講いたしました。

この研修で再確認できましたのは、1999年、平成11年の地方自治法の改正により機関委任事務が廃止され、法定受託事務になったということでしたが、余り変化がないということで、2011年、平成23年の改正で、法定受託事務にも原則的に議会の議決権が及ぶこととなったことです。ということは、市の全体業務、仕事全体の意思決定機関になるということでございます。

特に、税の使い方、予算を決定したのは誰なのか、税の使い方、決算をしたのは誰なのか、政策を決定したのは誰なのか、条例を制定したのは誰なのか、以上全てが議会の行為となりますから、議会の役割は相当重い責任を持つこととなります。

一方で、執行部は、法律に基づき事務を執行すること、また発案権と執行権がありますから、その行為等を行わないことは、法律違反は無論のこと、不作為に当たるということとなります。

これらをしっかりと認識して、市民が納める税金を有効に活用することはもとより、安全で安心して暮らしていけるまちづくりの事業推進を行うのが双方の役割じゃないかというふうに思います。この点を意識して、通告に従い一般質問をさせていただきます。

項目1は、市が土地を所有する際の基準と現在所有する未利用地の扱いについてです。

9月議会以降、管内視察で気がついたところから、利用していない公共用地が見受けられるということです。市民の税金、国等の補助金を受けて施設整備をした物件が活用されないまま廃屋になりつつあり、また空き地のままの状態が継続しています。そのようなことから、市民の貴重な財産が無駄になっているのではないかと思います、詳細の質問をします。

1点目、過去において公共のための用地を取得する際、公簿面積なのか、実測面積なのか。

2点目、今まで未利用地の処分についてどのように取り組んできたのか。

3点目、土地利用の計画があるとすれば、あるいはまた、ないとすれば、構造物の解体などを進めて環境整備に努めることが大切ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

次に、項目2です。遊休農地、耕作放棄地についてです。

平成28年度の税制改正大綱、平成27年12月24日閣議決定において、遊休農地への課税強化が本年度より実施されていることは、担当部局では周知されていると思います。私が見る限り、耕作が可能になるよう草刈りし、何とか保全しているところと、完全に放棄されているところがあります。これは、後継者がいない、また高齢のため耕作ができないという現状もないではないと思いますが、農地は耕作することにより固定資産税が軽減されており、できる限り肥培管理、またその指導や、今回の改正により農地利用最適化委員の設置など、国がその方針を定めたために、地方自治の役割がさらに明確になってきております。

そこで1点目、課税強化の実施状況はどうなっているのか。

2点目、農地利用最適化委員による今後の取り組みは。さらには肥培管理指導にどのように取り組んでいくのか。

3点目、農地活用のため、農地中間管理機構へ協議を行うシステムが確立しておりますが、農地中間管理機構によれば、大小の農地にかかわらず、借り手などをあっせんしても契約に結びつかないような事例が多いとのこととあります。この場合の対策はどのように考えるのか。

4点目、機構でも対応できない農地で耕作放棄が継続した場合、増税の手続等についてどう考えるのか。

この項目については市長の答弁をお願いいたします。

次に、項目3、地籍調査についてです。

地籍調査は、昭和26年に制定された国土調査法に基づき、徐々に実績を上げているとのことですが、都道府県別では三重県は下から2番目、県内では尾鷲市は29市町のうち24番目と取り組みがおくれております。

この地籍調査は、土地境界をめぐるトラブルの防止、公共物管理の適正化、災害復旧の迅速化など大きな効果が期待できるものです。さきの東日本大震災で、高台移転の事業に伴い、地積測量未実施により、整備移転に600カ所を超える場所が変更が発生したということで、事業進捗にも相当影響を与えたと報道されています。尾鷲市域も、今後、東海地震、東南海地震が危惧されることから、復興計画も大切ですが、早期の地籍調査の取り組みが必要ではないかと思います。

そこで1点目、地籍調査の必要性についてどう考えているのか。

2点目、先ほど述べましたが、進捗が低いことについてどう思うのか。

3点目、防災、減災も、復興計画の前の段階として大切な事業と思わないのか。

4点目、この事業は80%の特別交付税措置がされておりますが、活用しないのか。

この項目についても市長の答弁をお願いいたします。

最後に、空き家及び空き地の対策についてでございます。

9月議会で一般質問しましてから3カ月ほど経過しているさなか、先月、強風により屋根材が落下し、一時道路の通行どめがされた。歩行者のけが人も出なくて幸いだというふうに思っております。

このように、市民の安全な生活ができる取り組みの内容は、あくまでも行政の責務であり、このまま放置することは、憲法に保障されている国として健康で文化的な生活を営む権利と、生活部分については社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めることとされています。これを受けて地方公共団体は、市民の福祉の増進を図ることを目的として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担うという責務が規定されております。この行動を行えないことは、責務に反することになりかねません。

そこで1点目、前回、9月議会から本日まで、どのような取り組みをしているのか。今後、スケジュール等、行政報告されるのか。

2点目、空き地の所有者等による適切な管理と保全についての進捗は。

これらについては担当課長のほうから御回答をお願いいたします。

以上、簡単ですが、壇上からの質問といたします。

議長（南靖久議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） まず、議員が最初に質問されました、市が土地を取得する際の基準と現在所有する未利用地の扱いについては、後ほど財政課長より説明いたさせます。

次に、遊休農地、耕作放棄地についてであります。

本市は、農地の多くが傾斜地にあることによって営農条件が厳しいものとなっており、農業者の高齢化や後継者の問題により農業従事者は減少傾向にあり、農地の保全の面からも厳しさを増している状況であります。

このような状況の中、国におきましては、改正農地法が平成28年4月1日に

施行され、改正に伴い、農地の利用の効率化を図るために、平成29年度から農地の保有にかかわる固定資産税の課税が強化されることとなりました。改正農地法では、農地を農業委員会が利用状況の調査を行い、遊休農地の所有者等に対して利用意向調査を実施し、課税強化の判断をすることとなっております。

そこで、本市におきましては、平成28年度から遊休農地にかかわる状況調査と意向調査を実施し、農地所有者の利用意向の聞き取りを行い、課税強化の判断をさせていただきましたが、その結果、現在課税強化の対象となる遊休農地の該当はございません。

次に、農地最適化推進委員の取り組みと肥培管理指導についてであります。

本市の農地面積は近隣市町と比較しても狭く、営農という面において大量生産が難しいことから、農家数も減少傾向にある状況でございます。また、農地集積を図る場合においても、傾斜地に小規模な農地が点在しているものが多く、農地を集積することが困難な状況であるため、遊休農地化が増加傾向でございます。

このような農地の保全を図るため、今回の農業委員会等に関する法律の改正に、農地利用最適化推進委員を新設し、農業委員と連携を図りつつ、農地の利用状況調査や農地利用の権利の調整等の現場活動を行っていき、農地利用の最適化を推進してまいります。また、現在耕作している農地の肥培管理についても、県の組織である紀州地域農業改良普及センターの普及委員などにより、農薬、肥料や病害虫防除などの指導を受けており、今後におきましても専門家による指導を仰ぎながら肥培管理に努めてまいります。

次に、農地中間管理機構への協議勧告後、借り手がなく、またその後、耕作放棄地が継続した場合の対策についてですが、農地中間管理機構で対応できない耕作放棄地については、できる限り課税強化するのではなく、農業委員会と連携を図りながら、遊休農地の発生防止や解消を図っていきたいと考えており、現在、農業委員会において、地域の実績に合わせた農地を取得できる下限面積の引き下げに取り組んでいただいております。また、あわせて、尾鷲市空き家バンク制度を活用し、市外からのUIターンなどの農業したい移住定住者を促進するため、農地取得下限面積のさらなる引き下げに取り組んでいただいております。

このように、農業委員会での規制緩和による取り組みを活用して、遊休農地の解消や農村の環境保全に努めるとともに、農業にかかわりやすい環境づくりを推進することで、農業従事者の増加につなげてまいりたいと思っております。

次に、本市の地籍については、公図の形状が現況地形と全く一致しない地区や

だんご状になった地区が存在する公図混乱地や、そもそも公図自体が存在しない公図不所在地が非常に多い状況であります。これにより、土地境界が不画定で土地取引等が進まず、公共事業や民間事業を実施する上で障害となっているほか、南海トラフ巨大地震に対する事前防災対策の推進や災害の復旧、復興における迅速かつ効率的な対策に影響を及ぼすものと考えております。

このため本市では、平成14年度から国土調査法により国や県の補助事業を活用し、特別交付税措置の対象事業である地籍調査事業に着手しております。その後、休止期間を経て、平成22年度から再度着手し、国道311号を初めとする県の道路事業等、公共事業との連携を優先して、賀田、古江、曾根、天満地区において調査を実施しております。

しかし、調査を進める上で、土地所有者が相続未了のため不明確なケースや、土地所有者自身が土地の境界を明確に把握できていないケースも多々あり、また地域の土地に詳しい地元の方が少なくなっていることなどから、細部にわたって境界を画定することが難しくなっており、進捗が図れていない状況であります。

このような現状であります。この地籍調査は、市民生活の根幹である土地に関する重要な調査であり、本市としては、土地境界の明確化による土地取引やまちづくり事業等の円滑化、災害復旧の効率化、公共用地の適正管理などのために重要な案件であると認識し、継続して事業推進を図ってまいります。

次に、空き家及び空き地対策につきましては、市民サービス課長より説明いたさせます。

以上でございます。

議長（南靖久議員） 財政課長。

財政課長（宇利崇君） 私からは、楠議員の御質問のうち、市が土地を取得する際の基準と現在所有する未利用地の扱いについて御説明申し上げます。

まず、本市が土地を取得する場合の面積につきましては、測量を行い、土地の取得を行っております。

次に、未利用地の処分への取り組みにつきましては、従前から、将来にわたり活用の予定がない土地の公売を実施しております。過去5年間の実績につきましては、平成26年度に旧第二保育園跡地、平成27年度に上野町の1区画、本年度に三木里町の1区画について売却をしております。

しかしながら、過去の公売においては、野地乳児保育園跡地、林町地内の元社

会福祉協議会跡地の1区画など、買い手がなく公売不成立となっている案件もあります。今後も、将来にわたる必要性などを慎重に検討した上で進めていきたいと考えております。

次に、建造物の解体につきましては、老朽化が進んでいるものも多く、安全面等を考える中で、早期の解決が必要であると認識をしております。今後、他事業との優先順位を考慮した上で実施していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（南靖久議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（内山雅善君） 議員御質問の空き家対策についての条例等の検討についてであります。

第3回定例会の一般質問において回答させていただきましたが、現在、県内他市町の条例を参考にしながら、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴う本市における空き家条例の制定について、当課にて検討をしております。今後、進捗状況等については議会へ報告をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（南靖久議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） それでは、再質問させていただきますけど、順番は項目1のほうからさせていただきます。

基本的に公共用地というのは使わないと無駄になりますし、維持管理も相当かかるというところから、基本的には早いところ処分したほうがいいんじゃないかというのは当然ではないかと思うんですけど、今、26年ですか、既に販売等をやっているということなんですけど、この販売の方法ですね。尾鷲市では、さきのヒアリングでは、なかなか売買事例はないと。また、片や、じゃ、路線価を使うと値段が高い。じゃ、基準地を使ったらどうだろうということもさまざまあるんですけど、その時代に合わせて土地の単価が変わるものですから、毎年とは言わないにしても、2年に1回とか3年に1回、広報等、あるいはまたホームページ等で公開して、土地の購入、いかがでしょうかという取り組みがあってもどうなのかなというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

議長（南靖久議員） 財政課長。

財政課長（宇利崇君） 本市としても、未利用地の活用についてはいろんな方向性を考えつつ、売却可能土地については積極的に売却を行いたいというふうには考えております。現状、売却に適地というものが余り存在していない状況で、解体を

含めて、売却可能の部分を検討して、今後進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（南靖久議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） 基本的には、なるべく早目に進めて、やはり行政が持っている財産も、行政財産は無理ですから、普通財産をどんどん処分して、市民が購入意向があるかどうかはちょっと難しいところがありますが、やはりスリム化をしていく必要があるのではないかなというふうに思います。これはなぜかという、やはりふだんの維持管理で相当お金がかかる。結局、業務でもその維持管理のための仕事がふえるという悪循環になりますので、ぜひ積極的にその土地を売却する。あるいは、尾鷲市は開発の許可を、権限を持っておりませんから、県と相談して、分割するなり開発許可を受けて、きれいな造成地にして販売する方法もあるんじゃないかなというふうには思っております。

あと、もう一つ、市内に散見される構造物が建ったまま、物置だとか程度に利用していない建物について、さきのヒアリングでも、除却費に相当お金がかかるということだったんですけど、基本的に公共施設、維持、メンテしていくには、基本的にはお金がかかりますし、いかにそれを、長期にわたって使わない場合は、どういうスケジュールで建物を利用するのかしないのか、これを早く市民に示したほうがいいんじゃないかと。宝になるものもあれば、宝にならないものも見受けられると私は思います。

いずれにしても、せっかく公共施設があるもの、震災の関係で、浸水区域についてはちょっと厳しいところもありますが、その他の場所で使えるものはしっかりと、民間あるいはNPO法人とか、そういう団体でも活用できるような取り組みをしてもいいんじゃないかなというふうに思いますけど、お金のない、ないでは済まなくて、そういう整備計画、あるいは解体計画、あるいは土地利用の計画を今後策定されてはいかがでしょうか。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） 議員のおっしゃるとおりです。特にこの辺のところをきちんと精査しながら、どういうものに利用できるのか、もう利用しないものをどうするのか、それをきちんとした形で整理しながら、特に利用できるものの公共施設については、相手のあることをございますので、相手をどうやって見つけるのか、そういったことも含めて前向きに取り入れていきたいと、このように考えております。

議長（南靖久議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） 今後とも、市民が納めた税金を無駄なく効率的に運用できるよう、職員の方も引き続き努力をしていただければというふうに思います。

それでは、2項目め、遊休農地、耕作放棄地についてでございますけど、基本的に私は、また正直言って、行ったり来たりを含めれば何十年にもなるんですけど、特に最近気になるところは、耕作放棄地が目に見えて多いと。片や、一生懸命田んぼを草刈りしている人もいるんですね。稲作はしないけど、管理はしているというところを見て、何でこれを活用しないのかなというふうに気になっているところですよ。

実際に、先ほど課税強化の対象外、基本的にはこの適正化の問題も、機構のほうで対応できなければ、実際には1.8倍の増税にはなるわけですけど、増税だけ話をしても、担い手がいないのでは増税しても何ら意味もないし、ただ一つは、増税するから、されるからじゃなくて、市として今後考えてほしいのは、私は、ここからは提案なんですけど、尾鷲トンネルを出た瞬間に花がいっぱい咲いているというまちもいいんじゃないかなと。

それは、いろんな人に話をすると、鳥獣害で、植えてもすぐ食べられちゃうということもありますけど、そうではなくて、それらも含めて、しっかり市として、重課税にはなるから、じゃ、これをしましようという提案があってもいいのかなと。それは農業委員会との関連もありますけど、いずれにしても、何とか夏場だったらヒマワリを植えて、一面ヒマワリ畑でもいいんじゃないかと思うんですね。特に私が気になっているのは、公共施設の多い向井地区のあたりについては、耕作放棄地が見受けられるので、天満もそうですけど、そういう花を植えて、やはり潤いのあるまちづくりができるんじゃないかなというふうに思っております。

そういう点で、そこをやっていただければ課税の対象外から外す。外すという言い方は失礼ですけど、基本的には対象としないよということも、取り組みの一つとしてあるんじゃないかというふうに思っています。これは、あくまでも市の独自の取り組みとして提案させていただければなというふうに思っております。

それと、あともう一点、話がかわるんですけど、鳥獣害被害の対策として、国費でその交付金を実施されていますけど、採択要件が、受益戸数が3戸以上じゃなきゃいけないと。これについては面積規定がありません。これらを踏まえて、ある程度の面積があった場合は、市の独自の方策として、耕作者の意見も聞きながら、電柵、電気柵を設けたりして、やはりそこで働いて物をつくるという意識

の向上を上げるためにも、市の独自の方策があってもいいんじゃないかなというふうには思っております。

あと、きょうもテレビでやっていたんですけど、URが以前、利用していない土地にヤギを入れて、ヤギに草刈りをしてもらっている。勝手にまちの中に放すわけにいかないんですけど、結構効果があって、レンタルをして草取りを、草を刈るんじゃなくて、草を食べてもらうという方策も一つアイデアになる。

なぜそれをやるかという、いわゆるバッファゾーンところにヤギを置くと、動物が来られないんですよ。鹿も熊も、ほかの動物もなかなか、騒ぐものですから侵入しにくいという効果も、よくテレビなんかで放映されていますので、電柵だけじゃなくて、いろんなさまざまな取り組みをしてもいいんじゃないかなと思います。

これについても、なかなか予算の厳しい中で、取り組むのは厳しいとは思うんですけど、ぜひこの辺の新しい取り組みについて市長のお考え方をお聞きできればというふうに思います。

議長（南靖久議員） 木のまち推進課長。

木のまち推進課長（内山真杉君） 遊休農地対策について御説明させていただきます。

議員から提案のあります、ヒマワリなどを植栽して、まちに憩いを与える空間づくりとか、今おっしゃられましたヤギを活用して草を食べていただく、そのような遊休対策の一つとして有効であると思っております。御提案いただいた事業につきましては、先進地の成功事例を注視しながら情報収集に努め、引き続き本市の状況に即した遊休農地対策を検討してまいりたいと考えております。

次に、鳥獣被害防止の総合対策事業における侵入防止柵の採択要件でございますけど、被害防止計画の作成、有害捕獲の取り組み、受益戸数が3戸以上などがあり、議員の言われるとおり、本市においてはなかなか採択されにくい状況でもございます。しかしながら、防止柵は営農活動を行っていく上で必要不可欠な施設であると考えており、農業される方々の意見も考慮しながら、県や国に対して採択要件の緩和などについてまた要望も行っていきたいと考えております。

以上です。

議長（南靖久議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） 鳥獣害対策については、県を含めて、しっかりと国なりに要望を伝えて、本来の趣旨は何なのか、しっかりと内部で議論した上で、戸数の問題じゃなくて面積要件、集約化の話もいっぱいありますけど、一生懸命努力している

農業従事者もいらっしゃいますから、その辺を踏まえて早急に対応していただきたいというふうに思います。

次に、空間づくりについては、ヒマワリにかかわらず、いろんな方の活動されている方もいますから、ボランティアを活用、活用という言葉は失礼ですけど、ボランティアに力をおかりして、いろんな面で取り組む。四季折々の取り組みができると思いますので、ぜひその辺をやっていただければ、いわゆる来街者、前回の尾鷲節のときにも、パンジーを植えて、まちをきれいにしましたよね。そういう気持ちが、もっと輪が広がれば、いい町並みになると、来ていただけると思うんですよね。

先週もスウェーデンから外国の方がみえていまして、観光物産協会で自転車を借りて、尾鷲市をぐるっと、便石に登った後、尾鷲市を午後から回るんだというふうに言うておりました。最終的に、最後は会っていませんので、どういうふうに思っているのかわからないんですけど、やはり外国の方が来ていただけるチャンスがあるということは、さらに尾鷲市を向上させる一つのチャンスがあるのかなというふうに思いますので、ぜひ取り組みも、早目にそのスケジュール、できないは後にして、こんな取り組みをしていきたいんだ、いつまでにやるんだとか、そういうものをしっかり出していただければなというふうに思います。

いずれにしても、尾鷲市をよくするのは、議員もそうですけど、皆さんの力が必要ですから、また市民の力も必要ですから、ぜひ取り組んでほしいというふうに思います。

次に、3項目なんですけど、地籍調査なんですけど、これについては、余談になりますけど、私が現役のころ、予算があったのであれなんですけど、大体年間1億円ぐらい使って地籍調査をやってきました。たまたまその担当にいたときですね。

これがなぜ大切かというのは、つくづく思ったのは、調査を始めたときに、東日本大震災で地殻がずれた関係で25センチ、神奈川県と多摩地区の一部が25センチずれています。だけど、たまたま地籍調査をやっていたので、その補正が楽だったということもあります。

そういうことを踏まえて、今後、地籍調査については、基本的に事業の内容としては、字ブロックで一通り形をつくって、予算は毎年違いますから、実際に国のほうの補助要望だと、たしか114戸ぐらい、国交省のほうの担当が補助要望をしているようなんですけど、このお金があるうちに、チャンスを逃さないで、

尾鷲市も手を挙げて、早いところ取り組んでいく。ところが、計画がないのに手を挙げるわけにはいきませんので、ぜひ字単位のブロックを先に計画して、その年度ごとに予算のつき次第で、順番はともかく取り組んでいくという方法も一つあるのかなというふうに思います。

これはぜひやっていただきたいのと、もう一つ、経費は結構見ていただけのりで助かるんですけど、どうしてもスタッフが足りないというところで、津市と御浜町では、元法務局の職員を嘱託職員として採用して事業を進めております。正職員じゃなくても、その事業の内容によって人数も2人だったり3人だったりしますから、いずれにしても、こういう職員の方を、ぜひ嘱託職員等を採用して事業の推進をしてほしいなというふうに思っております。津市とか御浜町でできることは、尾鷲市もできるんですよ。できないことはない。

そういう意味では、この事業はこれから予算をどうつけるか。80%の特別交付税が後で交付されますから、実質、500万の事業だったら25万で済むわけですね、市の負担が。そういうことを活用しながら、継続的に早いうちにやっておかないと、多分、今回、次年度、亀山市が、今まで休止していたんですけど、いろいろ何かあったんでしょうね、手を挙げて、次年度、県のほうに予算要求をしていくということも情報をいただきましたので、ぜひそれに負けないように、新年度予算を今組み立てしているところだと思うんですけど、ぜひ継続的に、5年、10年でもいいんです。少しでも手をつけられるようにしておけば、先ほど市長がおっしゃったように、一番困るのは、不明の地主をたくさんつくってしまったら、さきの新聞でも、損失は6兆円、北海道に匹敵するぐらいの土地が不明者というような状況も出ていますから、早いところこれをやっておけば、あるいは税務部門と連携して、必ず所有者を、課税のためじゃなくて、調査のために必ず追いかけておくということは必要じゃないかなというふうに思いますので、ぜひ新年度にはこの予算を設けていただいて、継続的に事業を進めていただければなというふうに思います。

これについては、詳しいことは担当課長がよく知っていると思いますので、もしあと追加するようなことがあったら、取り組み、答弁をお願いしたいと思います。

議長（南靖久議員） 建設課長。

建設課長（上村告君） まず、地籍調査事業についてでございますけれども、これまで道路事業等の公共事業と連携しまして、各地区において調査を実施してまいり

ました。現在の進捗状況といたしましては、本年度は曾根地区の測量を実施するとともに、古江地区では、昨年度に地籍の成果を閲覧を完了したことから、今年度は県の認証検査を受ける予定でございます。また、次年度につきましては、現状では天満地区の測量や立ち会いなどを予定しております。

それ以降につきましては、引き続き公共事業の推進や、議員の御質問にもありました地震の事前防災、復旧、復興の円滑な実施のために、津波浸水エリアを中心に地区選定を行い、優先順位をつけて計画的に事業を進めるべく、作業工程を検討しております。また、予算の枠づけ状況によっては、調査箇所を変更して対処できるように検討もしております。

補助金等の当初配当枠が縮減される傾向にある中、また厳しい公凶混土地でもあることから、計画どおりの事業進捗は非常に難しいということもございますけれども、引き続き積極的に予算要望も行いまして、配分された予算を、限られた人員にはなりますけれども、効率的、効果的に事業を進めたいというふうに考えております。

また、地籍に詳しい職員の採用等についてでございますけれども、当建設課における地籍調査事業の実施体制といたしましては、基本的には担当係長と主事の兼任職員2名で対応しているという状況でございます。ただ、現場での立ち会い等におきましては、複数の班に分かれて実施することもあるため、他の係員も動員して実施している状況でございます。

今後の本市の実施体制につきましては、地籍調査事業への取り組み方針や調査実施規模等を踏まえて検討すべきとは思っておりますけれども、平成30年度の事業実施に向けましては、可能な範囲で業務委託として外注を行い、建設課での業務をスリム化して、円滑な業務執行と適正な調査品質を確保できるように検討したいというふうに考えております。

また、議員から御提案いただきました、他市町で実施されている地籍調査事業事務経験者等の導入等についてでございますけれども、これにつきましては引き続き他市町から聞き取り調査等を行って、有効的な手法となり得るかどうかを検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（南靖久議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） 積極的な答弁をいただきました。いずれにしても、きょう言って、あしたすぐ予算の措置は難しいと思いますので、委託の中でいろいろ検討し

ていただいて、かつ他市の事例を参考にして、ぜひ積極的に取り組んでほしいというふうに思います。この項目についてはこれで終わります。

次に、4項目めの空き家、空き地等についてなんですけど、きょうですか、先日配られた、空き家バンクの制度と利用促進助成金を出すということで広報おわせに出ましたけど、これはこれで利用できる家屋ではあると思いますので、ぜひこれも引き続きいろんな意味でやっていただきたいと。前回にもたまたま、不在地主というより、生活されていない方が、所有者の方が片づけるのに、家財道具を出すのにえらいお金がかかるということで悩んでおりましたけど、こういうところももっと積極的にPRして、建物が継続利用できるように、ぜひ頑張ってくださいなというふうに思っております。

ところが、実際には、まちの中を見ても、居住していなくて、なおかつ家の中まで木が生えているのかと思うぐらい管理がされていない家屋もありますし、すぐにも壊れそうな建物もあります。また、委員会で、委員会というより、九鬼で市政報告会があったときに、1軒、家屋が2棟倒れそうになって、隣の方が自分でロープを引っ張って、木にくくりつけて倒壊を防いでいるという現状がありました。これを何とかしてほしいという話がありまして、そういうのを見せると、早いところ空き家対策の条例を制定して、いわゆる勧告等、手続ができるようにしないと、国の制度だけではなかなかできないし、それは市町村が頑張らなさいよということで、交付金なり、まちづくりのための助成をするようになっておりますので、ぜひ市も頑張ってもらいたいというふうに思います。

これは一つ、皆さん、ヒアリングの中で心配されているのは、勧告だの命令だのをやっていくと、最後は代執行をやるんですかと質問を受けたんですけど、当然代執行はあるでしょうと。代執行になるとお金がかかるし、回収ができないということであれば、その所有者の、現在は収入の一部を差し押さえすることもできますし、いろんな手続ができますので、ぜひそこまでいかないうちに家屋が除却できるような条例、それが抑止力になるかどうかわかりませんが、いろんな面で第三者に危害を加えることのないような手続をやっていただければというふうに思います。

また、この空き家対策については、個人情報に関係も、既に国のほうも通達というより通知を出しておりまして、基本的には連携をとりなさいということで、情報提供、個人情報提供も簡単にできるようになっておりますので、ぜひその辺を活用して、しっかり条例づくりに取り組んでほしいというふうに思いますが、

今検討しているということだったんですけど、それもいつごろまでに何をやるのかというところのスケジュールが全然見えておりませんので、ぜひ3月前にはそういう報告をいただければなと思いますし、罰則規定を設けると、当然、猶予期間が必要ですから、公布してから施行日が、大体半年ぐらい周知期間を置くようになりますので、その辺もしっかり条例検討に当たって作業を進めてほしいなというふうに思います。ちょっと業務がふえるかもしれませんが、それによって市民の意識が変わっていただければ大変結構なことじゃないかというふうに思っております。

次に、草刈りなんですけど、空き地も相変わらず、この前の自治連合会かなんかの質問の中に出ていましたけど、なかなか個人に対して、市も通知はするけど、それ以上のことはできないと。やはりこれも生活環境から考えた場合には、しっかりとこれも条例制定を考えてやっていく方法もありますし、その条例の中には、これは罰則規定を設けるかどうかは皆さんの考え一つだと思うんですけど、これは団体とか個人事業主にかかわらず、市に登録して、草刈りをしていない地主さんに、こういう事業者あるいは個人の方が草刈りを請け負えますよということで通知をして、積極的に取り組んでもらうということも、一つの手法としてどうなんだろうというふうに思っております。

これができれば、意外に市民サービス課の皆さんとか環境のほうの皆さんは、毎回毎回市民から要請に対して聞いているよりは、こういう手続があって、こういうことをしています、こういう通知をしていますということで、当然業務の軽減が図れるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひこの辺についても、市長の考え方、いわゆる条例づくりはなかなか簡単にはいかないと思うんですけど、それらを踏まえて、市としてのしっかりした方針とか方向性を見せて、先ほど言ったように、町並みをきれいにしていく。金ぴかにするわけじゃなくて、不快感を与えないようなまちづくりをしていく方法として、まずその条例づくりはどうかというふうに思います。

条例づくりができないのであれば、既に私は、議員提案にするかどうかまだ悩んでいるんですけど、草刈りの関係、環境整備に関する条例は既につくっておりますけど、罰則を設けると検察庁へ行かなきゃいけないので、これはいろいろ検討しなきゃいけないのと、尾鷲市の各条例で罰則規定がない場合の扱いが、比例原則というのがありますして、罰則規定がないと、いきなりその罰則規定を設けていいのかどうか、課題もありますので、それも今後、市長公室とか総務の担当の

方としっかり話をできる時間があれば、一緒に議論できればなというふうに思っていますので、もし参考に欲しいのであれば、草刈りのほうの条例は、空き家のほうも正直言って3日もあればできちゃうんじゃないかと思うんですけど、それを参考案としてつくって話し合ってもいいのかなと。それは議員という立場じゃなくて、一市民として一緒になって検討させてもらってもいいのかなというところもありますけど、いずれにしても、その辺も含めて、市長の、この条例づくりについて、あるいはその抑止力になるという、ちょっときつい言葉にはなりますけど、その辺の今後の取り組みについて、市長の最後の言葉をお聞きしたいと思います。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） いろいろと御参考になる御意見を頂戴しまして、ありがとうございます。

基本的には、市民憲章でうたわれていますように、まちをきれいにする、これがやっぱり今の尾鷲市、尾鷲というものの基本だと思っております。それをベースに考えたら、尾鷲は何をしなきゃならないのか。市民憲章に基づく、それにもきちんと規定、要するにうたわれておりますので、それをベースにしながら、まちはどうあるべきなのかということも一つの大きな観点として考えていきたいと、このように思っております。

議長（南靖久議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） 条例の話は出ませんでしたけど、市民憲章に基づいていろいろ検討しなきゃいけないということですから、私も条例を、規制する条例だけじゃなくて、やはり市民をしっかり誘導できる条例もあると思いますので、ハードもソフトも含めて、いろいろ執行部のほうで考えていただければなというふうに思いますし、考えることによって、市民がある程度納得してくれる部分もあるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひこれらのきょうの4項目について各部門がしっかり取り組んでいただくことを期待して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（南靖久議員） ここで休憩いたします。再開は午後1時からといたします。

〔休憩 午前11時45分〕

〔再開 午後 0時59分〕

議長（南靖久議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、6番、三鬼和昭議員。

〔6番（三鬼和昭議員）登壇〕

6番（三鬼和昭議員） 通告に従い、一般質問を始めさせていただきます。私の質問の事項及び要旨につきましては、行政におけるBCPについて、そして2点目が学校再編について、3点目がまちいく、その後についてでございます。

議員としてスタートして以来、年に2回ほど登壇することを目標、自分のノルマとして一般質問を行い、そのほとんどが、いわゆる施策提案型を貫いております。もちろん、同僚議員におかれましてもそうだと思いますが。

さて、私、議員として調査したことから、1期目の一般質問からは災害発生時の初動体制マニュアルが作成され、2期目の提案からは尾鷲市水産物供給地域経済分析事業が行われ、報告書にまとめられました。そして、4期目の一般質問では、道の駅より海の駅を提案し、あわせて食によるまちづくり議論となり、尾鷲市「食」のまちづくり基本計画が策定されております。

このように提言させていただき、幾つかは行政運営及び事業計画として取り上げていただいておりますが、今回もそういった思いで発言させていただきたいと思っております。

まず、1点目はBCPであります。直訳いたしますと事業継続計画でございますが、行政においては、行政の資源である職員、それから建物、そして情報といった、そういったものを中心に、業務継続計画といったほうがふさわしいのであるようです。

本市においては、本庁舎及びその他の行政施設の耐震化とか建てかえ等の問題も多く指摘されているのが現状ですが、この間においても東南海地震等による大津波が想定され、災害はいつ起こるかもわからない状況の中で、住民を守ることと同じく、市役所業務を途絶えさすことなく継続できる計画を作成し、その実践訓練を繰り返すことの重要性について議論をさせていただきたいと思っております。

私自身、先ほどの冒頭で説明しましたように、議員としてスタートしたのが平成6年12月でしたが、その翌年、阪神・淡路大震災が起こり、3月に開会された第1回定例会において、冒頭で紹介させていただいたように、災害における市役所の初動体制について問い、当時の杉田市長は、手引書、いわゆる初動体制マニュアルを平成9年8月に作成され、職員に対し、常に防災要員たれとの標語とともに、自覚を持って職務に励まれるよう示唆しております。職員の災害時を想定した登庁訓練などが現在でも繰り返し行われるようになっているのは、そこから始まったように記憶しております。

また、災害対策基本法に基づく尾鷲市地域防災計画が策定されていますことから、現在では職員の訓練及び防災対策本部の設置等は当然のこととなっております。

しかしながら、現状において、国が策定を勧める業務継続計画の中でも、1、首長の、いわゆる市長の不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、2、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、3、電気、水、食料等の確保、4、災害にもつながりやすい、いわゆる切れることのないということで、多様な通信手段の確保、5、重要な行政データのバックアップ、6、非常時優先業務の整理をしておくべきが、特に市町村の重要6要素とされていますが、本市においては、首長の不在、市長の不在時の代行順位は、日ごろの行政推進する機構の問題ですから当然のことでしょうし、行政データについては、伊藤市長時代に、防災センターの整備とともに、行政データのバックアップ体制が完備されていると理解しておりますが、ほかの点についてはどうなっているのでしょうか。

こういったことは、平成16年の新潟中越地震以降、災害時に行政資源である人、職員、物、建物、庁舎、情報等が制約を受けた場合でも一定の業務を的確に行えるよう、業務継続計画を策定し、その対策を事前に準備しておくことが必要であることが認識され、内閣府においては、地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説、平成22年4月です、が策定され、地方公共団体におけるBCP、いわゆる業務継続計画の策定促進を意図しています。

また、平成23年の東日本大震災や平成25年の台風26号による大雨等での地方自治体の被害後、内閣府防災担当により平成27年5月に、業務継続に必須な6要素を核とした計画として、市町村のための業務継続計画作成ガイドが示され、平成28年2月にも改めて、大規模災害発生時における地方公共団体の業務の手引きにおいては、特にこの重要な6要素を定めるよう構成され、その手引を参考に、業務継続計画が未策定の市町村に対し策定を促しています。

加藤市長、被害時にこそ市役所及び職員のリーダーシップが市民の頼りとなります。この業務継続計画、いわゆるBCPを策定するお考えはございませんか、御所見をお聞かせください。

2点目は、学校再編であります。

私は、平成3年9月に、当時の高木俊男教育委員長に答申された尾鷲市における幼稚園、小中学校の適正規模及び適正配置についての検討を取りまとめた尾鷲市小学校等適正規模・適正配置検討委員会の委員を務めました。この検討会には

役員会も構成され、学校参観等も含めると延べ15回以上の会合が持たれ、答申がなされました。

その折には、私自身は教育者でないことから、自身の児童・生徒数による小さな学校、大きな学校での経験、それに学校の統合等、それらの経験を踏まえた目線で、理想の学校づくりを議論してしまったような記憶があり、再度、四半世紀過ぎた今、この答申書を読み直すと、名称のとおり学校の適正規模及び適正配置ですから、教師とか児童・生徒数の理想数を見据えた学校のあり方が結論となっており、後の統廃合の一つのバロメーターとなったことには違いありませんが、その折に議論させていただいた私自身のピントの外れた理想の学校づくり構想は、現在のいじめや学習意欲等の問題を耳にするたびに、あの熱っぽかった発言は間違っていなかったようにも思えてなりません。

その後、平成6年より議員となり、幾つかの閉校式に立ち会わせていただき、子供たちや保護者、それに地域の方々の気持ちが尊重されていればとの思いを持ったように記憶しております。

現在、尾鷲小学校と三木里小学校においても、保護者と地域の方々を主導とする新しい学校づくりが検討され、平成31年からスタートすることが議会において加藤市長や二村教育長より公表されています。そうした九鬼・早田地区を含めた輪内地区の小学校のあり方の延長線上に輪内中学校が存在し、校舎も耐震化整備されてきたわけですが、最近、野球選手とかサッカー選手といった団体競技のプレーヤーとして大きな夢を持たれたりなど、将来に対する考えを明確に持たれる子供たちがふえており、それと同時に多様化していることも否めません。

もちろん、過日開催されたおわせっこ共育フェスティバルを毎年見る限り、学校の大小に児童・生徒の能力の差を感じることはございませんが、児童・生徒数により個々の素質の開花はどうなっているんだろうと考えることがあります。将来の尾鷲、いや、日本を背負って立つ人材の育成、世界に羽ばたく人材の輩出を鑑みてみますと、特に中学校教育における学びや、いわゆる校舎、学校のあり方等を研究、検討する時期に来ているのではと痛感いたしますが、加藤市長及び二村教育長はどう考えますか、お聞かせください。

3点目は、まちいく、その後についてです。

地元尾鷲高校の学生とのかかわりについては、定住移住促進事業の中で、地域を学び、地域課題の解決策を考える尾鷲市まちばなプロジェクトが推進されました。その後も、高校生地域人材育成事業として、尾鷲高校まちいくが全4回計画

され実施されています。

この事業は、学生に地域が抱える課題をミッションとして与え、地域住民との対話などを通じ、課題解決を考えるプログラムで、その可能性等について座学から始まり、大敷に従事する人材の確保、特産物の販路拡大と後継者の確保、そして空き家有効活用について、空き家ビジネスの可能性とアイデアというミッションを、梶賀町、そして天満浦、九鬼町などにて現地調査をするフィールドワーク、課題解決に向けた話し合いを行うグループディスカッション等を行い、その成果が発表されるようです。また、尾鷲高校の学生みずからも、ミッションを生かし、尾鷲イタダキ市やおわせ魚まつりへ参画をされています。

そこで、今後、高校生ビジネスを応援する事業をするお考えはございませんか。これまでの二つの事業が授業カリキュラムの中で行われていたとするならば、今後はクラブ活動やサークル活動とかにより、例えばインターネットによる空き家有効活用と定住移住、それに梶賀のあぶりや干物など地元特産品の委託販売、あるいはヤーヤ便の紹介等、高校生ならではの、若い人ならではの市場開拓の事業などが考えられます。若い世代の感性をまちづくりや産業振興に生かす気はございませんか。加藤市長の御所見を求めて、壇上からの質問といたします。

議長（南靖久議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、三鬼和昭議員の御質問に対して御回答申し上げます。

まず、業務継続計画についてであります。

行政も被災するような大災害時においては、適切かつ迅速に非常時優先業務を遂行でき、住民ニーズに応えられる体制を整える必要があります。本市では、平成24年に尾鷲市危機管理基本マニュアルを策定し、危機管理体制の構築、危機発生時の未然防止対策、危機発生時の対応等、本市における危機管理対策の基本的な枠組みを定めております。

また、現状におきましては、正式な業務継続計画とまではいかないものの、尾鷲市地域防災計画や尾鷲市代替庁舎検討用リストをもって、業務継続の重要な6要素をある程度カバーしております。特に非常時優先業務の整理については、各所属の災害対策業務マニュアルを逐次更新することとし、想定される危機事例に照らし合わせて、有事における個別の施策の継続や再開の優先順位を定め、業務の再開時間等の短縮に努めております。

しかしながら、内閣府が求める業務継続計画のように、職員の誰もが理解でき

る具体的な対応策等がなく、書類としてもマニュアルやリストなどに分散していることから、本市独自の業務継続計画は必須であると考えております。

次に、学校再編について、学校のあり方を研究、検討する時期ではないかとの御質問に対しまして御回答申し上げます。

本市では平成25年3月に、10年間を計画期間とし、教育のあり方、方向性を示す推進計画として尾鷲市教育ビジョンを策定し、取り組みを進めております。来年度を始期とする後期推進計画を現在策定しておりますが、この中におきましても「共創、共育、共感 ～次代を創る“おわせ人”づくり～」を基本理念に、基本指針である「尾鷲で育ち、尾鷲で学び、尾鷲を愛す「人」～おわせ人づくり～」のもと、一人一人の確かな学びと豊かな育ちを保障する教育を進め、学力、体力、社会性の向上を図る教育の魅力化に、市民の皆様と共創しながら取り組んでまいりたいと考えております。

しかしながら、本市では、少子高齢化が進む中、小中学校における児童・生徒数の減少は避けて通れない課題であります。今後、小中学校の将来像を見詰め直すとともに、再編についても、地域の方や保護者はもちろんのこと、専門家を交えた上で検討していく必要があると考えております。

次に、尾鷲高校まちいくについてであります。

尾鷲高校まちいくにつきましては、本市唯一の高校である尾鷲高校の卒業生の大部分が進学や就職により地域を離れているという実情から、地域を一度離れても再びふるさとに戻るといった選択肢をつくり出していくことを目的に、平成26年度より、高校、大学、地域、三重県、尾鷲市、紀北町が連携し、尾鷲高校2年のプログレッシブコースの生徒を対象に、地域課題解決型学習に取り組んでおります。

昨年度の取り組みの中で、梶賀の特産品の販路拡大について生徒に検討していただいたところ、フィールドワークにてあぶりを製造体験し、伊タダキ市で梶賀の皆様とともにあぶりの販売などを行っていただきました。また、あぶりの製造に必要なこんろをシステム工学科の生徒が製作するといったように、学科を超えた取り組みも実施いたしました。これは、自分たちのまちの特産品を外に売り出していくためには、まずは自分たちが味わい、知ることが大切であると、生徒たちからの提案により実現したものであります。このように、高校生のアイデアや提案を実践していくことは、新たな地域の活力の観点や若い世代の郷土愛の醸成には大変効果があると感じております。

また、県教育委員会において、12月26日から27日の2日間、南伊勢町において高校生地域創造サミットが開催されます。これは、高校生が地方創生や地域活性化の重要性について理解し、地域のことを主体的に考え行動する意欲や地域とともに課題解決に取り組む姿勢を育むことを目的に、尾鷲高校を初め、県内外の高校生約90人が参加し、事例報告会やグループディスカッションが行われます。

このような高校生地域創造サミットでの先進的な事例等も参考に、尾鷲高校まちいく事業を踏まえ、議員提案のクラブ活動やサークル活動なども視野に入れながら、段階的に高校生ビジネスへと発展できればと考えており、今後も関係機関と十分協議、検討しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（南靖久議員） 総務課長。

総務課長（下村新吾君） 大規模災害が発生した際、市は災害対応の主体として重要な役割を担うこととなります。市長の答弁にもありましたが、本市においては、尾鷲市危機管理マニュアル及び尾鷲市地域防災計画などに沿って事前対策を行っています。

業務継続計画の重要な6要素である首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制については、職務代理を規則で定め、地域防災計画において職員の配備基準や災害対策本部事務分掌を定めております。

2番目の本庁舎が使用できなくなった場合については、昨年、庁舎代替検討リストを作成し、12の施設をリストアップさせていただいております。

次に、三つ目といたしまして、電気、水、食料等の確保につきましては、職員互助会において備蓄品の更新を行っています。

四つ目の災害時の通信手段につきましては、衛星電話やIP電話などの活用を予定しております。

5番目の重要な行政データのバックアップについては、防災センターに住基等データのホストサーバーを移設済みであります。

最後、6番目の非常時優先業務の整理では、各所属の災害対策業務マニュアルを逐次更新していくものとしております。

以上、業務継続計画の重要な6要素をおおむね地域防災計画等でカバーしていますが、本来、業務継続計画は、地域防災計画を補完する個別の計画であり、総務課といたしましても、行政が被災し、資源が限られている状況下においても行

政機能、行政活動を維持、継続するために、事前に必要な資源や対応方針、手段を定める新たな計画の策定が必要と考えております。

議長（南靖久議員） 6番、三鬼和昭議員。

6番（三鬼和昭議員） それでは、1点目から追って2回目の質問をさせていただきます。

業務継続計画というような形じゃないにしろ、これらの要素を踏まえたものを行っているということは理解できました。しかしながら、国が、大きな災害の実例を見まして、こういったことは、この6要素、自治体においてはわかりやすくこういったことを作成しろということと、もう一点は、やはりいろんな書物を見ますと、日ごろからこれがきちとこなせているかという訓練を絶えずやっていかなくてはならないということで、それが職員の認識となるということで言われています。

そういった面について、今後、これを尾鷲市のBCPとして策定されるのか。それか、その後、訓練等についてはどうなのか、この辺についてももう少し詳しく御答弁をお願いします。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） 議員御指摘のとおり、市は、市民の生命あるいは生活、そして財産を災害から保護する責務があります。そういった中で、災害応急対策や災害復旧対策を実施する重要な役割を担っていると認識しております。

大規模災害等によりまして、資源、すなわち人とか物、情報、こういったものが制約を受けた場合でも、本市が有する資源を最大限有効活用し、市民の生命、生活及び財産を守るため、本市独自の業務継続計画を策定してまいります。

以上でございます。

議長（南靖久議員） 6番、三鬼和昭議員。

6番（三鬼和昭議員） 市長のほうから、このBCPというか、業務継続計画については、形として策定していくという答弁をいただいたので、この辺はまた今後、この詳細については、策定していく中で、委員会等でも議論をさせていただきたいと思いますが、わかりやすいようなことと。

それと、もう一点は、策定していくに当たっては、内閣府は割かし、災害の発生時から、時間経過によってこういうこともしなくちゃいけないというぐらい、マニュアルではかなり詳しくなっておりますので、策定する折には、変化というんですか、きちと時間経過を見据えた上で、災害が起こった場合はだんだん、

何時間たったときはどうなるのか、あと、庁内のことと同時に、市民の方にどうしていくかということも踏まえて、割かしきめ細かいような計画を立てていただきたいと思っていますので、お願いしたいと思います。

引き続き、やっぱりこういうことについては、総合病院であるとか水道というか、事業課も大事なことだと思うんですけども、病院であるとか水道部においては、この事業継続計画についてはどのようなお考えか、もう策定されようとしているのかどうか、その辺について詳細をお示しくください。

議長（南靖久議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（内山洋輔君） 災害時における病院業務の中心につきましては、病院機能を維持した上での被災患者を含めた患者全ての診療でございます。尾鷲総合病院では、尾鷲市地域防災計画に基づき、平成25年4月に尾鷲総合病院災害マニュアルを改訂し、災害発生時、特に大規模地震発生時における院内災害対策本部設置などの初動対応、トリアージポスト等の災害時新規開設部門の体制構築、院内部門の災害対応体制の構築、DMAT等による受援体制など、病院における危機管理対策の基本的な枠組みを定めるとともに、病棟、外来、手術室、透析などの各部門単位の災害マニュアルを作成し、災害時の対応について、各部門の具体的な対応を定めております。

尾鷲総合病院の業務継続計画につきましては、本年3月に災害拠点病院の指定の要件の一部改正に伴いまして、業務継続計画の策定が指定要件となったこともあり、本年度、院内の災害危機管理委員会を中心として、本年の6月より策定業務を開始し、業務継続計画における具体的な医療資源や被害想定、発災直後からの時系列での各部門におけるアクションカード、先ほど議員が申されたような、時間経過のきめ細かなような様式をつくるようにとおっしゃっていましたが、そういった行動手順の作成、医療支援等の受援体制の整備などについて作業を行っており、来年3月には完成を予定しております。

議長（南靖久議員） 水道部長。

水道部長（尾上廣宣君） 水道部の業務継続計画について御説明いたします。

日本水道協会による地震等緊急時対応の手引きの中では、応急活動は3段階が基本となっております。

まず、第1段階としては、発災後24時間以内に避難所、医療施設等への水の供給に全力を挙げることでございまして、本市では、尾鷲市地域防災計画にもありますように、尾鷲総合病院、救護所、避難所等の重要施設に対して優先的に給水

することと定めております。

次に、第2段階としては、発災後72時間以内に水道施設の復旧に着手するとなっており、これにつきましては、水道部の水道事業危機管理マニュアルに基づき対応することとなっております。

最後に、第3段階として、発災後1週間以内に生活水の供給を開始することとなっており、そのため、日本水道協会三重県支部と三重県との水道災害広域応援協定に基づく応援体制で、復旧に向け活動していくこととなっております。

現在、水道部には、尾鷲市水道地震防災応急対策計画と尾鷲市水道部水道事業危機管理マニュアルの二つがあるため、今後、日本水道協会の地震等緊急時対応の手引きを参考に、先ほど市長も申し上げましたが、本市独自の業務継続計画を今後策定してまいります。

以上でございます。

議長（南靖久議員） 6番、三鬼和昭議員。

6番（三鬼和昭議員） 先に水道のほうにつきましては、市町村の必須6要素の中に、ライフラインとして電気であるとか水であるとか生活必需品というのがありますので、先ほど御説明していただいた部分も含めて、本庁というか、尾鷲市がつくるものにきちっと、業務継続計画の中におさまるというのか、そういったことがわかるような計画にしていきたいと思います。

また、病院のほうにつきましては、病院の中においても、災害の発生直後から、初動期、急性期、それから亜急性期、慢性期というように、患者さんもそうですけど、病院の状態についても、そういったことが変わっていくであろうということがありますので、今、説明の中では、つくらなくてはいけないということも言われておりましたので、きちっとその辺が我々にもわかりやすいような整理をした上で、所管の委員会へお示しして、またできた折には所管の委員会にお示しをお願いしたいと思います。防災のほうにつきましては、また思い出すことがあったらあれですけど。

引き続きまして、学校の再編についてなんですけど、前回でしたか、一般質問でも出ていましたけど、私も自分の出身校というか、ところの入学式であるとか卒業式へ行くんですけど、50年前に統合したときには、私ども分校でしたけど、100人からいる分校が、当時300人かな、300人以上おる学校へ統合になったので、小さい学校から大きい学校という感覚というのじゃなしに、本校が整備されたので分校から行ったということの記憶があるんですけど、その当時は非

常に、エピソードを申しますと、5月ごろに、おくれまして、4月の始業式からおくれて5月に統合になったんですけれど、そのときには100人からいましたので、三重交通のバス2台で、3年生なんかは賀田まで立っていかなくちゃいけないような状況でしておりましたので、今の子供たちは、そういった面ではいろいろ恵まれておるというのか、そういった1時間ぐらいかけて賀田、バスをおりて学校へたどり着くのに約1時間ぐらいの通学をしたわけなんですけれど、今の子供たちはスクールバスが玄関まで行きますし、それと、私たち、産業振興の面からでも、高速道路が、熊野尾鷲道路なんか、特に無料で走れる高速道路ができたことで、学校のみならず、中心部から近いということがございます。

ただ、輪内地区周辺部につきましては、周辺部だけ行く分には大幅な時間減少というのがあるかどうかということも含めて、あれなんですけれど、その入学式、卒業式へ行ったときに、小学校を出て、輪内地区中学校のセオリーとして、地元の中学校へ行かずに、子供たちの大きな志というのか、そういったことを踏まえて、入学しない、違う学校へ行ってしまうということが出てきたということがございます。小学校の学校のあり方を考えるということがございますけれど、また中学校のそういった大きな問題も、時期が来たからやるというのか、私は、言葉が多くなりますけれど、杉田市政時代から、尾鷲小学校と宮之上小学校を統合して、宮之上小学校に生涯学習センターとかそういったものをしてほしいと言ってきて、そのときに明快な答弁をされたのが、奥田市政当時の田中委員長でしたか、私がそういう提言をしたら、三鬼議員、10年待ってくれと。10年待ったら、それは理想の形やというけど、それから10年たっていますけれど、まだいまだにこういったことなんですけれど。

何で今回この質問をさせていただくかということ、児童が少なくなってきたりとか、生徒が少なくなると統廃合という考えは、私はそれは時代錯誤も甚だしいのではないかなと思うんです。そういったよい時代から、この輪内中学校の、先ほども言いましたように、能力的な問題、小学校、小さい学校の能力的な問題は何も気にしておりませんが、クラブであるとか、大きな志を持ったときに、当然そこへ行くであろう学校がないので、違う学校へ行ってしまうということが出てきたので、私、ずばり言うと、学校を一つにして、例えば尾鷲キャンパスであるとか輪内キャンパスであるというような、学校をなくせという意味じゃなしに、そういった意味の学校づくりができないであろうかという気持ちが湧いてきましたので、今回こういった質問をさせていただいたんですけれど、教育委員会において

は、そういったことを踏まえて、今の現状の特に輪内地区の問題について、尾鷲中学校でもいろいろ問題はあるとは思いますが、についてどうお考えなのか。そして、そういったことを検討、研究していくのか、いかないのかということについて御答弁願いたいと思います。

議長（南靖久議員） 教育長。

教育長（二村直司君） まず、今、教育は量の時代から質の時代に転換してきております。ですから、かつては適正規模という形で配置計画が進められておりましたが、今、新たに文科省は、いわゆる地域コミュニティの形成にとって学校はどうかという視点で、学校をどの地域に配置して、どういう地域コミュニティをつくっていくのかという、そういう考え方にもなってきております。そういった点、議員の御指摘のように、中学校教育における学校のあり方を検討する時期には来ているかなというふうに判断しております。

1990年代、実はこの後半に、教育における規制緩和の流れが出されてまいりました。その際、学区が弾力化されたわけですが、今みたいな少子化は進んでおりません。ですから、少子化が進んでいる現在、各地で個々人の多様な学びの保障等、いわゆる学校の公的な存在というのが非常に競合してしまっていて、大きな課題となって全国的に浮かび上がっております。

本市におきましても、本年度の輪内中学校の入学生は2名となっております、これは少子化に加えて、私立の学校への進学とか、今、議員が御指摘してくださった、学校に希望する部活がないために、そういった理由で他校を選択するといった、そういう実態があるのは事実でございます。

現在、輪内地区の各小学校に在籍している子供たちの数をずっと見てみますと、今後しばらくは、輪内中への入学生が一定数確保できる、そういう状況下にあります。そういった点で、当面我々は、学校における少人数授業での運用を工夫する、少人数教育を工夫しながら、今後の生徒の確保、それから学校のあり方について検討を進めていきたいというふうに思っております。

実際、この間、輪内中の文化発表会を見せていただきましたし、共育フェスティバルでの発表を見ても、人数は少なくても、非常に質の高い教育が行われておりますし、本当に高い学力、体力、それから文化力を持っております。

そういった点で、この学校の存在というのは、輪内地区の今後まちづくりを進めていく上でも非常に大きな存在かなというふうに判断しておりますので、今後につきましては、まずは小規模のメリットを最大限に生かした学校づくりを進め

る。そして、クラブ活動については、これは、これまでも尾鷲中の校長、それと輪内中の校長も交えて、あり方についてここ何年か検討してきております。そういった中で、クラブ活動については、これまでの部活動の枠を超えて、尾鷲中学校との合同練習なんかを検討したり、それから、今後、輪内をもっと特色化していく意味で、英語学習の強化などを、こういう特色ある教育活動を展開すると。さらには、小規模特認校、それと農漁村留学、そういった創意工夫を凝らしながら、ともかく学校の魅力化を図っていく。そうした中で存続の可能性を探るといのが今の基本姿勢でございます。

ただ、当然、今後もっともっと大きな生徒数の減少、大きな再編の状況というのは生まれてくる可能性がございます。そういった点で、議員が分校云々というお話もされておりますけれども、実際、中学校において複式は三重県ではつくらないことになっておりますが、2学年合わせて8名以下ですと複式学級の形になって、3学級が2学級になります。そういった状態になりますと、市長の要請によっては、分校化というふうなことは法的には成立する話でございます。

ただ、今言いましたように、地域の子供は地域の学校に通うという基本的な姿を継続させていくために、保護者を初め地域の方々との理解、協議が不可欠であるというふうに考えておりますので、現在の配置計画は今年度まででございます。そういった点も踏まえて、学校のあり方、基本構想については、丁寧な説明や協議を進めながら、ぜひ研究、検討させていただきたいなというふうに考えております。

議長（南靖久議員） 三鬼和昭議員。

6番（三鬼和昭議員） おわせ人というか、尾鷲の中からでも、水泳で世界大会へ行ったんやったか、そういったような選手も出てきておりますし、子供たちが、高いレベルの子供たちが育っておるということも事実でございます。

それと同時に、私、同居はしていないにしても、4世代、尾鷲に住んでおります。上はあれなんですけど、孫とかを見ると、親の時代が、我々と違って、確かに分校という表現とか学校の統廃合というと、やっぱり母校がなくなるとか、そんなようなあれがございますが、少なくとも私からの3世代のうち2世代、2世というのは、もうそういった感覚が大分薄れてきておるというか、そういったことがございますので、私は、三木浦と三木小学校、三木里小学校のそういった議論している人からも、中学校のあり方についても同時に考えてほしいという意見もいただきましたので、今回発言する機会にはなったんですけど、分校はとい

うか、私はキャンパスというか、今、教育長が言われましたように、例えば輪内中学校は、全て会話も英語ですのような学校に特化してやるとかといって、尾鷲中学校からでも輪内中学校のほうへ行きたかったら行くというか、そういった、同じ尾鷲市なので、もっと柔軟性を考えるとか、私はなぜ言いたいかというと、児童数、生徒数が少なくなってから議論するのではなく、少なくとも10年先のことを議論、学校の先生は嫌がりますが、教師たちは。私は、10年先のことを考えていくということが尾鷲市のまちづくりではないかな、人材づくりではないかなということがございますので、そういった観点からこういった発言をしておりますが、その点については、教育長、どう思われますか。

議長（南靖久議員） 教育長。

教育長（二村直司君） 生徒数等の未来予測というのは非常に不確定な状態がございますけれども、何よりも一番大事なのは、この尾鷲の地域をどういうふうに活性化して存続させるか、いわゆる持続可能な社会づくり、そういった点から、先を見通して、そしてビジョンをしっかりと明確にした上で、どういうふうにみんなの協力、協働をいただきながら、子供たちを育て、そして学校をつくっていくと。そういう点では、標準といった学校の作り方ではなしに、先ほど言いましたように、どう尾鷲の教育を魅力化するかというところが勝負だというふうに思っておりますので、規模よりも質のある、質の高い、そういう教育を進められたらなというふうに思いますので、ぜひ先を見て協議して研究していきたいというふうに思います。

議長（南靖久議員） 三鬼和昭議員。

6番（三鬼和昭議員） 私、教育者でも何でもないので、思いというか、言いましたように、検討委員に入っておったときも、そういった数字の問題よりかも、子供たちがどうしたらいいとか、そして、こういった議論しておるときに、今、議論しておるけど、10年先になったらこういう現象が起こるんじゃないかと、想定なんかもしてしまいますので、教育と一緒に、小さい学校だからといって、能力とかそういったものが劣っておるという前提で物を言っているわけじゃないので、むしろ個性がある人間は育ておるようにも、大きな学校よりかも目立ってそういった子が育ておるというのかね。大きな学校だと、どうしても人数が多いので、埋もれてしまうということもあろうかと思うんですけど、それはそれで小さい学校の特徴というのか、私も身をもって小さい学校も経験しておりますので、それは問題ではないと思いますけど、いろいろな子供たちの個々の能力とか可能

性をふやす意味で、多様な学校の再編というのは常々考えていただきたいと思
いますので、よろしく申し上げます。

それから、市長、まちいくなんですけど、去年でしたか、可児市に、これは議
会運営のことで視察したんですけど、高校生議会についてやっておりました。尾
鷲市なんかも、村田議長のとくにいろいろ計画はしてくれたんですけど、そこは
実践しておりました中で、やっぱり校長と、それから教育委員会、それから市長
が常々つき合いがあるということで、それが実現したというふうな裏話もしてく
れておりましたけど、私も市長も尾鷲高校のOBでありますから、そういった意
味の尾鷲高校の、尾鷲は尾鷲高校しかないわけですから、尾鷲高校の方たちを上
手に、多分、目線が、これから若い人たちの目線は違うと思うんですね。

そういった中で、例えばあぶりは、先ほど言っていましたけど、高校生の子が
やるだけで、高校生、自分らも食べるとかといったら、今までが8やったら、そ
の高校生の分だけで9とか10にキャパはふえてきておるわけじゃないですか。
ですもので、私はそういった意味で、若い人たちのビジネスというのか、それ、
もし高校がやれるんでしたら、ある程度の幾らかの予算もつけて、そういったク
ラブ活動であるとかサークル活動でやって、高校生が、ビジネス科とかそういっ
た組が引き続きやっていただくというのか、特に最近、横文字ばかり使ってあ
れなんですけど、IoTといって、インターネット・オブ・シングというのかな、
物のインターネットということで、例えばテレビの宣伝をして、スマホを見なが
ら、飼っておる犬のことを話できたりとか、風呂の湯をできたり、これからはそ
ういう時代になってくるという中で、我々、割合年齢がいった組は追いつかんけ
ど、世の中はそうようになってきて、人間も余り要らなくなってくるという時代
は間違いなく来るということで、そういったことについては、高校生の皆さんと
いうのは敏感な、入り込むというのは敏感なところもありますので、ぜひ、高校
側の承諾が要ると思うんですけど、話していただいて、こういった形というのか、
尾鷲なりのビジネスと。

これは、今までの経験の中では、例えば夢古道おわせがスタートした折には、
相可高校の生徒さんにメニューをつくっていただいたという前例もございます。
それは相可高校の活動ですけど。視察へ行ったときには、福井県かなんかの高校
は、NASAかなんかに缶詰をつくるのを、そういったことをクラブ活動か学校
活動でやっていました。そのように、有益なものも含めてできる可能性という
んですか、もありますので、おわせ人づくりというか、おわせ人づくりの中では、

そういった才能を持たれる人もいると思うんですね。進学で忙しいとか、高校からビジネスコースへ行っている方もいるわけですから、可能性も含めてとか、あと、そういったことをすることによって尾鷲に残れるということがあれば、もっと私はプラスになると思いますので、その辺、学校側とも協議しながら進めるわけにいかないのか、市長のそういった思いはないのかどうか、お聞かせください。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） 私自身、常日ごろから、尾鷲高校の校長とはいろいろと会う機会、いろんな会合であったり機会が多くて、やはり尾鷲高校の生徒の方々のいろんなお知恵とかそういったものを活用しながら、要は若い人たちの意見、あるいはアイデアとか発想とか、そういったものをどうやって、要するに我々として、古臭い頭の間人がどうやって吸収できるか、これは非常に重要な話なんですね。やっぱり活気ある尾鷲といいますか、にぎわしのある尾鷲にするためには、そういう若い人たちの意見を聞きながら、いろんな市政に取り入れるということも、やっぱり大きな一つの施策として重要だと思っております。

したがいまして、本当に実績として、さっきあぶりの話とか、こんろの話とか申し上げましたけれども、普通、僕なんかの年とった人間では考えられないような、いろんな発想力というのがありますから、そういった形をどんどんどんどん取り入れられるような、そういう環境にしていきたい。私自身もそのように思っております。

以上でございます。

議長（南靖久議員） 三鬼和昭議員。

6番（三鬼和昭議員） いろいろ私が思ったこととか考えたことを、御提案というか提言させていただいたんですけど、冒頭で言いましたように、例えばこういったのを、これは尾鷲市水産物供給地域経済分析事業報告書なんですけど、こういったのをやって10年たってみると、尾鷲のよく出てくる企業が、こういった水産を6次産業化してやられておることがよくわかる。そのときこれを見たのかなと思うぐらい、今お話しされておることが全てこういったところにあって、こういったのも、尾鷲の水産とか第1次産業がどうなるかということ踏まえて、やっぱり10年ごとにこういった分析というのが、尾鷲の産業振興をしていく中では大事だろうと、今回いろんなものを策定するに当たって思ったんです。

防災なんかも、こういった小さい資料にまとめておりますけど、個々に職員がどのように配置するか。全て、また国がいろんなもの、多分あれば防災計画をつ

くれという時代に合わせて、私の一般質問でも取り上げてくれとあって、返事はいただいたんですけど、あわせてつくったので、これだけ職員が持っておるわけで、今はもう知らないと思うんですけど、これ一遍お貸しします。あると思うんですけど、これを見るだけで、職員が日ごろの心構えがよくわかるということもありますので、その継続計画をつくる中で、こういったのもつくっていただきたい。これは当然、食のまちもこうなつたで、違う市長がつくつたにしても、これは決して、私は最近、鋸南町というところへ視察に行ったときに、ほとんどこれを実践すれば、そういった鋸南町の分と何ら遜色ないんです。やるかやらんかだけだと思ったんです。地域性が、バックに東京があるとか、それは悲しいかな、ないんですけど、これをよくできたというのか、そのときそのときの職員の熱っぽい思いがある人もいるかいけないかということもあるんですけど、これもこれもつくった職員なんかは、割かし熱っぽい職員の皆さんでしたので、こういった形、10年たつても、これは間違いじゃなかったとか、きちっと尾鷲のことを分析できておると。ただ、これが生かされておるのかどうかというのは、行政の仕事においては、事業をやっているわけじゃないので、難しいことがあるとは思いますが、間違いのないと思いますので、この防災につきましても、業務継続計画をきちっとお立てになって、職員の皆さんと万が一のときにはしてください。

私、視察、東南海のときも、南三陸町へ行ったら、全部市役所も流されておるわけですから、山の上にプレハブで新しい仮庁舎を建てておりましたけど、資料とかそんなのも全て流されたということで、非常にその辺が、当時の町長さんでしたけど、すごいエネルギーを持ってやられておった。当時、宮城県の知事さんが、いつもテレビで防災服かそういったので出てきて有名になりました。この前視察へ行った東京で、小川議員がちょうどばったり会ったとあって、忙しいみたいで、余談ですけど、そういったようなことをみんな熱心にやっておるので、尾鷲市も、やっぱり来るのであろうかということをお前提にこういったものをつくっていただきたいと思います。

また、細かいことにつきましては、いろいろ委員会でも発言させていただきますので、あれですけど、ぜひこういったものをつくって、また委員会に示していただいて、また我々の意見も聞いていただいて、先ほども楠議員が言っていましたけど、研修会へ行ったら、やっぱり行政の中にもプランからあれがあるように、事業を認めて、予算を立てたものについては、必ず決算を審査しなさいと。そして、決算の中から、次の予算が妥当であるかどうかというのをするのが一番の仕

事ですよと。ここの総合計画についても、計画、実施、評価、改善というのがありますので、我々の立場も、この計画、実施のところをチェックして、この評価、いわゆる決算を見て、その事業が真っ当にやっているかやっていないかということをしていくと思うんですけど、きょう今回質問させていただいたことにつきましては、事業としてやったけど、考えているけど先送りとか、それで経過した事業ということじゃなく、やっぱりこれをするによって住民サービスを怠らなかつたりとか、住民を1人でも救えたりということになろうかと思っておりますので、ぜひこの辺のチェックをお願いしまして、私の思いのほうが強一般質問になりましたけど、これで終えたいと思います。市長の所感があれば、ひとつお願いします。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） この初動体制マニュアル、さっきの業務継続計画の話につきましても、当然のことながら国からの指針があります、どういう内容なのか。それを要するに尾鷲市役所としてつくり上げていく、あるいは病院として、あるいは水道部としてつくり上げていく。つくってもしょうがないわけなんですね、つくるだけでは。これはやっぱり、それを行う人間、特に職員がどれだけ体で覚えているかと。私は、頭で覚えるのはまず最低限必要だけれども、体で覚えなさいと。そうすると、やっぱり初期動作というのは完全に体が動いていくと。そういう形の中で、より具体的なものはつくっていききたいと。

さっきのもう一つの食のまち尾鷲の事業構想につきましては、私も全部、全て読ませていただきました。それにつきましても、今、やっぱりすばらしいことは書いております。これをやっぱりやるべきだと思っています。やるべきことについては、いつも申し上げておりますが、いつまでにどのような形でやっていくのかというような話。それで、事業の進め方、業務の進め方につきましては、さっき議員御指摘のとおり、P D C Aというのは、どうやって計画を立て、行って、それで評価すると。チェックしながら、改善をして、アクションを起こしながら、このP D C Aサイクルというものは、これは当然、企業であれ、こういう市役所の業務であれ、全く進め方というのは同じだと思っておりますから、その点につきましても大いにやっぱり進めていきたい、このように考えておりますので、よろしくをお願いします。

なお、一つだけ、先ほどの研究会の話なんですけれども、議員の皆様方、いろんな形の中でサジェスチョンしていただきますと。そのことを、やっぱり一つの

プロジェクトじゃないんですけれども、研究会的なあれであれば、職員も議員の皆様も一緒になって考えるという場面もあっていいんじゃないかと私は思っております。ぜひそのときにはよろしくお願ひしたいと、このように考えております。

議長（南靖久議員） 三鬼和昭議員。

6番（三鬼和昭議員） あと、市長には、職員の皆さんとスクラムを、密なスクラムを組んで、私どもは間接的な立場ですけど、かつて私が議員になったころは、総合計画については議員も入ってつくっていくという、国のほうで総合計画をつくらなくてはいけないという時代においては、我々も入ってやるということがありました。その後、議会改革等々で96条の2ができてから、議会の自立性というのがございましたので、審議会とかそういうのは入っていませんけど、先ほど言いましたように、いろんな過程において、休会中でありましても、我々、二つの常任委員会に呼びかけをしていただいたら、我々も一緒になって、また私たちの案であるとかチェックとかもさせていただくと、これはもう議員全部思っておりますので、そういったことにつきましては市長と何ら変わらないと思っておりますので、やはり尾鷲をみんなで盛り上げていかなあかんというのは理解しておりますので、答弁ありがとうございます。これで終わります。

議長（南靖久議員） ここで休憩いたします。再開は午後2時10分からとします。

〔休憩 午後 1時56分〕

〔再開 午後 2時09分〕

議長（南靖久議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、7番、村田幸隆議員。

〔7番（村田幸隆議員）登壇〕

7番（村田幸隆議員） 久々の一般質問でございますけれども、始まる前から議員の皆さんに、村田さん、持ち時間60分ですけど、何分で終わるんですかと、こんなことをさまざま言われまして、本当に非常にプレッシャーをかけられておりますけれども、元来、私、気が小さいほうですので、できるだけ皆さん方の御要望にお応えするような質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

私の一般質問は、教育についてであります。

教育とは、知識を与え、個人の能力を伸ばすこと、現在では一定期間、計画的、組織的に行う学校教育と認識をします。市が発刊した第6次尾鷲市総合計画後期基本計画、2017年から2021年度版では、「みんなが子ども

を育み心豊かに暮らせるまち」の中で、子供の健全育成という位置づけで、学校教育の充実というスローガンのもと、尾鷲教育ビジョンと教育大綱を策定し、1、学校、家庭、地域で豊かな人間関係を築き上げる、次代をつくる尾鷲人育成のための共創、2、世代間交流によるつながりの再生を図り、次代をつくるおわせ人育成のための共育、3、一人一人が自分の将来に夢や希望を持ち、互いに共感し、実現に向かって励まし合える、次代をつくるおわせ人の育成のための共感の3点を基本理念に上げ、尾鷲人として人間性を育む教育、尾鷲を誇ることのできる教育、時代の変化に対応した尾鷲の教育の分野に分け、現状と課題、今後の方向性、アクションプランという形で、さまざまにおいて検討、実施しているところであります。

これらには、当然、ハード、ソフト両面で進めていかなければなりません、ハード面に比べ、ソフト面での進捗が気になるところであります。特に、第3章の時代の変化に対応する尾鷲の教育の取り組みでの教育委員会当局の姿勢を見るにつけ、常々、これでいいのかと憂慮感すら覚えるのであります。

学校再編、活性化と通学区域の構築では、三木浦、三木里の統合問題で、各保護者、地元の方々の互譲の精神と大変な御理解のもと、やっと解決のめどが立ったところでありますが、ここに至るまでは、長い年月にわたる御苦労と紆余曲折の末、成就への道筋がついたのであります。これぞまさに地域、保護者、学校、教育委員会、いわゆる行政が一体になった成果であります。ここまでこぎつけた教育委員会の努力もさることながら、三木浦・三木里両地区の保護者と住民の方々の住民感情を超えた判断に敬意を表したいと思えます。特に三木浦の関係者には、子供のためとはいえ、互譲の精神での対応に改めて敬意を表するところでございます。

そこで、教育委員会にお尋ねをいたします。ただいま申し上げた学校再編、活性化の問題はもちろんのこと、おおよそ教育というもの全てにおいて、地域、保護者、これは家庭もそうなのですが、教育委員会、行政の連携と信頼関係が原点、原則と考えるものでありますが、今後、地域の学力向上の問題、教職員、保護者、地域が連携して児童・生徒を育て、将来を見据えた相談体制の充実ということを進めるに当たり、教育委員会として現況認識と今後進捗させるためのお考えをお聞きいたしたいと思えます。

また、人づくりや子供たちの健全育成の教育こそ、将来のまちづくりにおいての重要ポイントであり、これにいかにか工夫を加え心血を注ぐかで尾鷲の将来像を

左右すると言っても過言ではないと私は認識するところでございますけれども、市長の教育に対する理念及び認識をお伺いし、1回目の質問といたしたいと思っておりますけれども、市長、教育長にお願いを申し上げておきます。簡潔明瞭に御答弁をいただくこと、特に教育長におかれてはそのことを遵守していただくようよろしくお願いを申し上げて、壇上からの質問といたします。

議長（南靖久議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、私の教育に対する理念と認識について簡潔に述べさせていただきます。

私は、子供たちには将来の夢や希望を大切にしてもらいたいと考えております。教育は、子供たち一人一人の社会的自立を保障するライフラインであり、未来を担う子供たちと将来の社会を形づくる未来投資であると考えております。学校教育におきましては、全ての子供たちに立派な社会人となるためのすぐれた学力、体力、社会性を身につけさせたい、これが大きな目的であると考えております。

子供が意欲的な教育活動に取り組むためには、地域や家庭、学校の中で大事にされている存在、これを自覚でき、自分のことを正しく評価してくれる友達、先生、家族や地域の人たちが周りにいてくれる、つながっている環境が重要であり、地域の宝である子供たちを見守る教育環境をつくってまいりたいと思っております。

そして、体力の向上や社会、チームワーク等を育てるためには、幼少期からスポーツや文化芸術活動に積極的に参加できる場づくりが必要であるとも考えております。また、児童・生徒が生き生きと学校生活を送れるよう、地域と保護者と連携、協働のもと、安全安心な学校づくりを進めるとともに、一人一人が大切にされる人権教育をより深め、笑顔あふれる学校にしたいと思っております。

教育には不易と流行があり、時代の状況により教育のあり方も変化してきましたが、私は、本来子供たちには、わんぱくでもいい、たくましく育ててほしいという強い思いを持ち続けております。それは教育の不易であると考えており、次代を担う人づくりにつながるものと確信しております。

以上でございます。

議長（南靖久議員） 教育長。

教育長（二村直司君） では、まず現状の認識について御説明をさせていただきます。

現在、尾鷲市の教育ビジョンの後期推進計画を策定しておりますが、前期5年

間を総括しまして、その際に、校長や教頭との面談、それから第三者による学校評価、また保護者アンケート、それと全国学力・学習状況調査結果、さらに全国体力・運動能力、運動習慣等の調査結果などをもとにして、次のように現状を把握させてもらっております。

学力につきましては、やればできるという思いがやっと形にあらわれ始めて、これまでは上昇傾向にありましたが、そして中学校においても全国平均との差は縮小されておりますが、今回の小学校での学力・学習状況調査の結果につきましては、授業の振り返り、また家庭学習の時間、スマホの利用時間等、幾つか家庭、地域と連携をしなければいけない課題が残されております。

それ以外につきましては、学校の生活の満足度は、全国86に対して小学生で89、中学生で全国80に対して中学生で90といった高い満足度を示しておりますし、将来の夢、目標に関しましても高い結果を示しております。さらに、自分にはよいところがあるといった自尊感情、これは大人の働きかけによって育ってくるわけですが、これも高い数値を示しております。

体力、運動能力、運動習慣については国や県の平均値よりも高く、不登校生徒は平成22年に実は尾鷲市内で17名いました。現在は5名に激減しております。

そういった点から、子供たちの学校生活、心の成長、いわゆる体力の面、いわゆる知徳体の面についてはおおむね評価できるものというふうに考えておりますが、これは地域性や学校規模、それから家庭、地域との連携などの違いにより、効果のあらわれ方には差が出ております。

特に自尊感情につきましては、先ほど言いましたように、大人がかかわり励ますことで高まるわけですが、これが順調に上昇傾向を示していたこれまでと違って、今年度は小学校において下回る結果となっております。一方、中学校では、平成26年の際に小学校6年生であった子供たちの学力も自尊感情も、全国平均に近い形で高い結果を示し、そして回復をしております。

知徳体の中で、学力の一部に課題はあるものの、子供たちはおおむね健やかに育っているというふうに判断はできます。ただ、家庭での学習時間、それからスマホの利用時間、小学生の自尊感情の弱さなどから、学校や家庭での対応、また学校と家庭の連携に課題が見られるというふうに判断しておる次第でございます。
議長（南靖久議員） 村田議員。

7番（村田幸隆議員） 市長の教育に対する思い、それから教育長の現況と、それから問題点を今答弁をいただいたわけです。その上に立って、ごく簡単なことを教

育長にお聞きしておきたいと思います。

今、全般的に知徳体、これはおおむね効果が出ている、健やかに育っていると答弁をされましたけれども、私は必ずしもそうではないんじゃないかなと思っております。これは専門的な教育長先生の見方と素人の私の見方の差があるかと思えますけれども、しかし、個々いろいろたどってみますと、いろんな問題が山積をしておるのではないか。その中で、健やかに育っているということは、これは一部ではそうでしょうけれども、全体としてどうなのかなと、私は少し疑問を感じるところであります。

そこで、管内の各小学校、中学校、これを全般的に見て、どう判断をされておるのか、再度お聞きをしたいと思います。

議長（南靖久議員） 教育長。

教育長（二村直司君） まず、保護者の学校生活への満足度のデータがございますが、これはおおむね7割5分ぐらいの方が学校に対する評価をしております。ただ、今、村田議員と少し問題状況の把握については食い違いがございますが、我々は、先ほど言いましたように、さまざまな角度からデータ分析をして、そういう数的な根拠をもとに判断をしております。ただ、村田議員が御指摘のように、子供たちの中のすれ違いの問題とか、保護者とのクレームに対する対応の問題とか、そういうことについては起こっていることは事実であります。数としてはそう多くはございません。

大体、学校へは、保護者の方はいろんな御相談に参ります。当然、学校はそれについてお話を聞かせていただくわけですが、ほぼ8割5分ぐらいの方は、お話の中で、ああ、そうかなというようなことで理解を示してもらっておりますが、一部、やはり学校の初期対応等の不十分さから、問題がこじれてトラブルになっている例も一部ございます。そういった状況を判断すれば、村田議員が危惧される点ということについては十分私も理解はできます。

議長（南靖久議員） 村田議員。

7番（村田幸隆議員） これは少々見解が違うと。これはもういたし方ございません。行政側と私、議員側でございますから、いたし方ないなと感じておるところでありますけれども、やはり現状を見てみると、どれがどうということは私は申し上げませんが、実際この学校でも、学年によっては随分と差があるんですね。それは教育長も既に、どこの学校のどこのクラスということは言わないでしょうけれども、それは御存じのはず。

教育というのは、全体に満足、これは全体論でいえば、70%も達成をされておったら、満足しておるんじゃないかという一般的な判断がありますけれども、教育というのはそうではないと思うんですよ、私は。子供たちが健全に、心身ともに健全に育っていく、その教育をつかさどる教育の場で、一部といえども、いろいろな状況が起こっておるということは、これは重視をしなければいけませんよ。そこにとらわれておるということではないんですけれども、やはり全体にいかからという判断じゃなくて、やっぱりそのところはそのところでメスをきちっと入れていくということを私はやっていただきたい。

もちろん、賢明な教育長のことですから、その辺の対応はきちっとされておると思うんですけれども、しかし実態は、なかなかそのところは解明をされていない事実もありますので、その辺について再度教育長の御見解をお聞きしたいと思います。

議長（南靖久議員） 教育長。

教育長（二村直司君） 学校の最大の使命というのは、一人一人の学びと育ちを保障するということでございますし、どの子も取り残してはならない。それと同じように、どの教師も取り残してはならない。また、どの家庭も取り残してはならない。これはもう大原則でございます。そういった点で、データをもとにおおむねの判断をさせていただいたわけですが、全体を、やはり教育保障ということを考えれば、まだまだ課題のあるのが現状でございます。

そういった課題を解決していくため、幾つか考えていかなければいけないことがあるだろうと。といいますのは、今、大量退職時代を迎えて、教職員の世代交代が起こっております。そういった中で、教職員の急速に膨れ上がる仕事や多忙化の中で、十分なきめの細かな対応ができていない状況はありはしないか。

また、数年、保護者の方々の学校に対する期待感とか距離感が大きく変化してきております。そういった点で、保護者の子供の成長や発達を願ってのさまざまな要望への対応の不十分さ、こういったことがトラブルに発展させてしまっていることがありはしないか。

そして、これまで子供たちの問題や保護者、地域の問題の解決に協力や支援をしていただいた、総合的に育成力を蓄えていた地域の、親の関係を仕切れたり相談に乗れる方々が地域にはたくさんこれまで存在しておりました。ところが、そういうことが希薄になる中で、実は学校にあれもこれもと要求が押し寄せている現状があるのではないかというふうな判断をしております。

議長（南靖久議員） 村田議員。

7番（村田幸隆議員） 今、教育長から、現実問題として起こっておることをもとに、現在行っておることを聞きました。この聞いた上で、私は私なりに現況の問題点、これを挙げてみたいと思います。

一つには学力の低下。先般の学力調査、全国の学力調査でも、全国の平均を下回っておるといふこの事実。それから、もう一つは、これは教育基本法の第6条で、第2章の教育実施に関する基本の中で、学力の低下、学力について述べられておりますけれども、もう一つは、教師の権限、自覚、これはメンタル面での脆弱性、時には事なかれ主義をやっておるところもあると思うんですけれども、これは教育基本法の5条。

そして、学校内の意思統一不足。これは、学校内の意思統一の不足というのとは、これはいかなる職員であっても、今、小学校あたりには介護員がおりますよね。それと、用務員さんもおられますけれども、介護員だから、用務員だからということだけでなく、学校全体の、そこに携わる者の意思疎通はどうなっておるかということを中心しなければいけない、こういう問題もあります。これは教育基本法の6条にあります。

それから、教師間の連携ですね。連携が果たしてとれておるのか。これは教育基本法の9条と6条にある。

それから、保護者の教育に対する認識の欠如、これは教育基本法の10条の1に上げております。

それから、学校、保護者、地域の連携不足、これも教育基本法の13条。

それから、教育委員会の強力な指導力、これは教育基本法の5条の3、これに触れられておりますけれども。

それから、学童教育の基本、知徳体、先ほど言われましたけれども、これは具体的には載っておりませんが、これの不調和という問題があります。

それから、最後に、学校、保護者、地域、教育委員会の明確な役割分担の不均衡、これは第3章の教育行政の16条及び教育基本法の2章の10条にありますけれども、この9点が、私自身が考えるに、問題点だと思っているんですね。

この9点を集約すると、一つには学校教師の問題、一つには保護者の問題、そして一つには連携の問題、そして一つには、それに教育委員会がどう絡んでいくかという問題があると思うんですね。

特に、それぞれの問題点から申し上げていきたいと思うんですけれども、学校

教師、この部門については、教育に携わる認識の再構築と意思統一及び連携を図っていかなくてはならない。これは、どこの学校でどういう問題だということは言いませんけれども、大方、介護を受ける子供たち、これは障害を持っている子供たちなんですね。障害を持っておろうが、いかなる理由があろうが、先ほど教育長も言われましたけれども、教育を受ける子供たちにとっては、全て平等に教育を受ける権利がある。ましてや義務教育の中ですから、これはきちっと履行しなければいけない。その辺のところ非常に希薄になっておるということを私は申し上げたいと思うんです。

この問題があったときに、介護員の問題だから、校長がそのことを全部把握していないという問題も起こったやに聞き及びます。ですから、おおよそ学校の校長が、その学校で起こったことを隅々まで自分たちが知らない、そして教頭も知らないということになれば、これはまさに、職員がたくさんいらっしゃる、学校内にいろいろな仕事をする人がいらっしゃいますけれども、意思統一がなっていない、情報の共有が全く欠如しておるということでありまして、こんなことで満足な教育、いわゆる平等な教育というのが果たしてできるものだろうかということについては甚だ私は疑問を持つところでありますので、この辺のところは、ぜひ教育に携わる認識の再構築と意思統一及び連携ということについては、教育長も、今からまだ申し上げますけれども、ひとつ御指導をしていただくようお願いを申し上げたいと思います。

次に、教師の権限、自覚、メンタル面の虚弱ですね。これは、先ほども言いましたけれども、ともすれば事なかれ主義に陥ってしまう。ですから、メンタル面での強化の教育、それから教師がはっきり言える環境整備、これをやっぱり教育委員会として作り上げて指導するべきではないかと私は思っております。尾鷲中学校では校則はたしかあると思いますけれども、小学校では校則はないんですね。ですから、ありますか。ありますか。あるんですね。

(「児童の決まりというのがあります」と呼ぶ者あり)

7番(村田幸隆議員) 児童法の決まりというのがありますけれども、教師がそれをもって、父兄のいろんな方がやってきても、父兄じゃなしに保護者の方がいろんな難題を持ってきても、いや、学校の方針としてはこうですから、これについては受け入れられませんよという強い姿勢、これが全くされていない、こういう状況なんです。メンタル面で非常に弱くなっている。

これは、いわゆる保護者の方々がどんどんどんどん力が増えてきておるんです。

教職員がそれにおびえて、なかなか言うことも言えない。そして、自分がこのように指導したいんだと言っても、それもなかなかできないという状況なんです。ですから、これも改善をしなければなりません。ですから、そのいわゆる定めと、決めというのがあるんでしたら、それをさらにきちっと明記して、そして保護者の方々にきちっと物の言えるような教師、こういった教師をさらに再教育をするということも必要じゃないでしょうか。

今のことを申し上げますと、今の教師はそういう方ばかりではないんですけれども、非常に心に余裕がないんですよ。そんな中で教育をやっておるものですから、なかなかままならないといったような現状もあるんです。

これは、時間ありますから、高校時代の指導体制、これ、私、古い人間ですから、こんなことを言うと、どうかなと言われるかもしれませんが、ある高校に、これは体育が主の高校なんです、そこに入学をした子供が、相当やんちゃな子だった。格闘技をやっておってね。格闘技をやっておるものですから、非常に腹が減る。だから、昼前に飯が食いたくてしょうがない。そこで同級生に、やんちゃなものですから、同級生のクラスの子に、弁当を持ってこいといって略奪をするんじゃないかもしれませんが、当時、100円ぐらい渡して、おまえの弁当、こっちへよこせよ、俺が食うんじゃないということで、三つ四つとって飯を食べていた。そういうことがずっと続いたんですね。

その子供が部室へ行ってその弁当を食べておると、ひょっと担任が入ってきたんですよ。その担任は、おい、おまえ、うまそうな弁当二つも食べよるけど、これ、どうしたんや、おまえ下宿のはずやがなと。いやいや、下宿のばあさんがつくってくれる。ああそうか、うまそうな弁当やのう、俺も一口食わせと。で、先生は一口食べた。一口食べて、箸を置いて、何も言わずに、200円をぼんとその生徒の横に置いて、これで腹でも減ったらパンでも食べたらどうか、そのことだけを言って出ていった。その子は余り賢い子じゃありませんから、一口食わして200円ですから、これは一つ弁当をやったら1,000円になるなど、こんな単純なことを考えて喜んでおった。

しかし、その生徒が後で弁当の持ち主の子供たちにいろいろ聞くと、随分と前からその担任はそのことを知っていた。父兄からも話を聞いていた。しかし、その教師は怒らなかつたんですよ。そのことをその当該の生徒が知ったときに、本当に頭を大きなつちで殴られたようなショックを受けた。ああ、先生はこんなやけど、あえて怒らんのや。ましてや、俺が同級生から取り上げた弁当を、俺も

罪かぶったるよって、おまえ、これからするなよと、本当に心で教えてくれたんやなど。それからその生徒はそういうことをしなくなったんですよ。何を隠そう、その悪餓鬼というのは私なんですけどね。

私は、今でもその先生に干物を送って、本当に先生という尊敬の念を持って接しておりますけれども、こういう、やっぱり同じ指導でも、怒るだけじゃなくて、心の指導というのができるような教育が必要なんです。それをやるためには、現在の尾鷲市の教育界では、そこまで教師が余裕がないんじゃないかなと私は判断するんです。これは、あくまでも私の判断ですよ。ですから、余裕を持たせる。そのためには、やっぱり校則をきちっとつくって、決めをつくって、そして先生が、保護者の方がいろんなことを言ってきたても、ここまではだめなんです、これ以上はできません、しかし私はここまではやりますよという強い姿勢、こういった姿勢で臨めるような体制を、ぜひ教育委員会がバックアップをしてやっていただきたいということを強く申し上げておきたいと思います。

それから、学校、教師の自主性の確立、これは校長主導による学校全体での協力体制、これは教育委員会のバックアップと強力な指導力を加えていかななくてはなかなかならないんですね。

というのは、これは教育長、随分不快そうな顔をして聞いておられますけれども、これは議論ですからね。ですから、これまで学校というのは、学校と家庭の役割というのは、大体家庭が7割ぐらいで、学校が3割から4割できちっとやって、私らのちっこいときはしていたんです。時代が違いますから、一概にそうは言えませんけれども。それどころか、そういうことで今、学校が保護者の方々にいろいろ気を使って、いろんなことを責められるものですから、行動がままならない。それで、学校全体の意思統一もなっていないというようなことなんですよ。

ですから、この学校が、やっぱりこれまでの学校というのは、教育委員会が教育の目標とか指針を上げて、校長会に連絡をする。しかし、校長は、そのことを守りながらも、私たちの学校はこの特色を持たせてやるんですと。どんどんどんどん自分たちで小さな改革をして、教育委員会には余り迷惑をかけなかった。こういう姿勢だったんですが、今、教育長自身も経験があると思いますけれども、教育委員会がこのこのこのこのこ、のこのことというのは語弊がありますな。教育委員会がわざわざ出かけていって、各学校で指導しなければいけないような、こういう現状に来ておる。これは大変ゆゆしき問題でありますよ。

ですから、学校のほうにも、きちっと校長を初めとする、確たる自立心、そして確たる、やっぱり協力体制、学校内での協力体制、情報共有も含めて協力体制を確立する。この三つはぜひとも改革をしていかななくてはならない。

それから、学力の低下の問題でありますけれども、学力の低下の問題は、この今申し上げた三つの改革をすれば、何もせんでも学力は絶対上がっていきますよ。ですから、私は、この三つはぜひともなし遂げていただくよう強く申し上げておきたいと思えますし、それから保護者の問題、次に保護者の問題ですが、保護者への教育をどんどんどんどんやっていただきたい。今、市P連、PTA連合会、大変積極的に活動をされて、それには敬意を表しますけれども、しかし保護者というのはPTA連合会だけじゃないんですね。いろんな方がいらっしゃる。ですから、それぞれ御家庭の保護者の方々が、やっぱり自分たちがどういうことをやらなければいけないのかという、そういうことをやっぱり教育をしていただきたいし、それから学校、教師に対する理解力というものをもっともっと深めていただくように御指導をしていただくよう、よろしくお願いを申し上げたいと思えます。これは長い年月をかけた地味な取り組みが必要でありますけれども、絶対にやらなくてははいけない。

一つ例を挙げますと、運動会でのマナー、これ、運動会の中で、ことしはどんなのか知りませんが、いつか、テーブルを持ってきて、四、五人で酒を飲んでおる人たちもいたんですよ。それを学校側がきちっと指導しない。今、子供たちは、プラカードを持って、喫煙は指定場所ですまじょうと運動場を回っておりますけれども、お酒の分は言っていないんですね。おおよそ、この学童が学ぶその中で、敷地内で飲酒なんてとんでもないこと。そういったことを許しておるという実態がある。ですから、学校よ、もっと奮起をなさいということをおは申し上げたいんです。

それと同時に、もう一つ、学童が携帯電話持参、これをしています。これは、いろんな御家庭の事情により、いろいろさまざまな理由があると思えますけれども、持ってきた際には、学校で持参してきたものを袋に入れて、それを下校時まで預かると。そして、呼び出しがあれば、養護学級の先生あたりのところに置いてあって、それが対応するというような、こういうことをしないと、小学生、中学生が携帯電話を持つ、メール云々ということについては言語道断でありますから、その辺のところをやっぱりきちっと保護者に教育をしていくということをおは申し上げておきたいと思えます。

それから、学校、保護者、地域の連携の問題でありますけれども、これは明確に役割分担をするよう、その教育をしていただくのと同時に、明確な役割分担をする限りは、学校が強い意思を持たなければいけない。保護者もそれなりの認識を持たなければいけない。それに伴って、地域の皆さん方もそういう認識が芽生えるわけですから、これをきちっとやっていただきたいということで、それから教師、学校、それから保護者の信頼関係、これもやっぱり教育というものをどんどんどんどんやっていただきたいんですよ。保護者の方の教育が私は特に大事だと思うんですけれども、それとあわせて、この連携のつくれるような、お互いを尊重し合って、そしてお互いに信頼のし合えるような関係がつくれるように再構築をしなければいけないと私は思っております。

これも私のことを申し上げてあれなんですけれども、私はちっちゃいとき、随分とやんちゃな子供でございました。今でも少々やんちゃですけれども、以前はかなりやんちゃだった。学校で先生によく殴られたんですよ。殴られると、うちへ帰ってきて、おふくろに、母ちゃん、きょう先生にこないして殴られてな、こんなおかしいんかなと言ったら、うちのおふくろは何と言うか。そんなもん、あんたが悪いんやに、あんたが悪いよってそないして殴られるんやに。私は不服ですから、そうやけど、母ちゃんと文句を言ったら、母親は私の口をつねって、この口が悪いんやに、学校の先生の言うことに間違いはないんやないかな、学校ですることは間違いはないんやないかな、それだけ信頼があったんですよ。

ところが、今はどうでしょう。学校で先生にこう言われてな、よっしゃ、俺が行ってやる、何ぞということになるんですよ。この明らかな違い。こんなことをやっていたら、教育は絶対よくなりません。ですから、どんどんどんどんじり貧状態になっておるといことでありますから、この辺のところを、今申し上げた3点、これはぜひ改革をしていただくようよろしくお願いを申し上げたいと思いますけれども、教育長の賢明な御見解をお聞きしたい。

議長（南靖久議員） 教育長。

教育長（二村直司君） まず、現状認識のあたりに若干の差がありますが、村田議員がおっしゃっておる、その現象面のことは確かにございます。そういう点で、その改革というのはぜひ必要だろうなというふうに考えておりますが、例えば先ほどのスマートフォンなんかの持ち込みの問題、これは学校では職員室で預かって、実際、帰るときに持たすとか、中学校では一律禁止になっております。そういうことをやっておって、何もやっていないのではなしに、それが100%やり

切れているかどうかという問題はあるかも知れません。

7 番（村田幸隆議員） そこを言っているんです。そこを言っているんですよ。それを言っているんですよ。100%やっているのなら、こういう議論にならないんですよ。

教育長（二村直司君） ですから、その必要なことをやっているけれども、それが十分でないというところをもう一回徹底はするようにいたしたいと、このように思います。

議長（南靖久議員） 村田議員。

7 番（村田幸隆議員） 教育長、そういうことで言うのならば、全体にやられておるのなら、私はここで言う必要はないんですよ。そうやられていないから私は言っているのであって、じゃ、そのやられていないところをどうするのかというのが教育改革であり、教育委員会の務めでしょう。ですから言っているんですよ。

だから、私は全般の、先ほど一番冒頭からあなたと私は食い違っているけれども、全体論と、各論と全体論はあるけれども、しかし現実問題として、各論としてはこういう問題もあるんですよ。これを是正するためにはどうしよう、やっぱり改革をしなければならんんじゃないですかということを私は申し上げておるので、全くあなたと私の考え方が違っているということはないんですよ。

ただ、そのところどころにおいて現状認識、あなたは現場にいらっしゃいますから、いろいろ認識を、きちっと情報収集をして認識をされておるのかもしれないけれども、私もばかではないんですから、この一般質問をするのに、いろんな御父兄の方、いろんな方とお話をした。その上に立って、今、私は質問をしておるんですね。何もなかったら、そんなもん、する必要はないんですよ。ですから、これは興奮してはあきませんから、ゆっくり言いますけれども、しかし実際問題として、そういう問題が起こっておるということは事実なんですよ。

スマートフォンにしても、じゃ、学校が全部預かって、きちっと管理をしておるのか。そうじゃない。子供によっては、先生の知らないところで隠し持っているという実態もあるんですよ。そこら辺のところを周知徹底しないとだめですよということを申し上げておる。

私は、教育長、教育委員会に、だからこれをもっとしっかりせなあかんやないかということ言うんじゃないんですよ。だから、現場の保護者の方、それから学校、教師の方を、きちっと教育委員会がやっぱり、本来は教育委員会はそのままで出ていく必要はないんですよけれども、この際に、ぐっと前に出て、そこら辺の

改革をしたらどうですかということをおし上げておるんですよ。

先ほど市長の答弁にもありましたけれども、私も同じ認識でありますけれども、やっぱり教育がしっかりしていないと、将来の人材の掘り起こしとか尾鷲市のまちづくりなんて、これはなかなか難しいんですよ。偏った見方かもしれませんが、これはやっぱりまちづくりの原則、原理というように私は認識をしておるものですから、ぜひお力添えをいただきたいということをおし上げております。

それと、教育長、教育長になられて6年目ですか。任期はあと2年ぐらいあるんですよ。そうですね。そうすると、トータル8年ということになりますけれども、二村教育長は私よく存じておって、決して嫌いな人じゃなしに、二村先生はどうかかわらんけど、私はどちらかという好きな人、好きなほうなんですけれども、しかし、非常に気骨のある先生だったんですよ。教育長になっても気骨がある。だから、なかなか教育界においては力を発揮されておるんですけども、その力の教育長に、この2年間で、よい方向には来ておりますけれども、さらに尾鷲の教育はよいなというような大改革をやりましょうよ。悪いところにはメスを入れましょうよ。

この議論は、市長、なかなかしにくいんですよ。私はこの一般質問をしたら、恐らく保護者の方からいろんなバッシングがあるでしょう。そして、教職員の人からも、時によってはバッシングがあるかもしれない。いわば教育界と医師会というのは、なかなか聖域で手を入れにくいんですよ。これはパンドラの箱じゃありませんけれども、手を突っ込むと、いろんな災いとか異論も出てきて、どうするんだと。それにやっぱりびびるものですから、なかなか手をつけることはできない。しかし、パンドラの箱でもそうですよ。災いがいっぱい出てきて、びっくりしてふたを閉めたけど、中に残ったのは希望なんです。ですから、希望を得るためには、やっぱりこういうことを覚悟しなければいけない。

私は、あえて、皆さんに御批判をいただいても、この議論はこの際にしなきゃいかんということでおしやっておる。だから、教育長、あなたも同じ気持ちになってくださいよ。あと2年間で尾鷲市の教育改革をやりましょう。幸い市長も、新しい市長になって、どんどんどんどん積極的に取り組んでいかれる市長ですから、市長にも協力をいただいて、この3者でね。議会といっても、私、今1人ですけれども、ほかの方にもおしをして、議会と行政と一体となって、尾鷲の教育の改革をやりましょうよ。今やらないと、このままの状態が続いていくと、今は一部だけかもしれないけれども、どんどんどんどん広がっていったら、尾鷲市

の教育界はどうなっていくんだという気がするから、私はあえて今、手を突っ込んでおるわけでありまして、その辺のところは教育長、御理解をいただいて、ひとつ協力をしていただくようによろしく願いをいたしたいと思います。

時代背景やら、教育環境の著しい変化、このもつで流れて、教育というものを進めていかななくてはなりませんから、なかなか難しいですよ。一口には言えないかもしれない。しかし、これをまた言うと、また古いと怒られるかもわかりませんが、やっぱり尾鷲市の教育はどうだったかという原点に一回戻りましょう。原点に戻って、教育の原点に戻って、そこから、温故知新じゃありませんけれども、今の時代の流れに応じた新しいものをつくり上げていって、大胆な改革をやりましょうよ。これをやらないと、やっぱり尾鷲市の子供は不幸でありますし、尾鷲市そのものも不幸になってしまう。ですから、ぜひよろしく願いを申し上げたいと思います。

今、いろいろ私なりの問題提起をしましたがけれども、これらの問題が蔓延しているのが今の尾鷲の教育界ではないかなと。これは極論かも知れませんが、ですから、大きな強力なメスを入れなければいけないということを強く申し上げておるところでございまして、これについて市長及び教育長の御見解をお聞きしたいと思います。

議長（南靖久議員）　市長。

市長（加藤千速君）　子供というのは、先ほど申しましたように、これからの未来の次代を担う人なんです。誰が主役なのかというのは、僕はそこに尽きると思っています。子供というのは、やっぱり子供が主役なんです。子供が主役なんです。子供をすくすくと育てる。さっき言いましたように、わんぱくでもいいんです。尾鷲弁で言ったら、がりでいいですよ。だけれども、彼らが、彼女らがたくましく生きてほしいと。それが何なのか、その教育というのは何なのかということ僕はやっぱりきちんと導くべきだと思っています。

基本的には、さっき村田議員がおっしゃっている中で、一つには、ガバナンスじゃないんですけれども、やっぱり教育統治というんですか、企業にも企業統治云々とあります。ガバナンスをもう一度やっぱり考え直す。あるいは、それをいいのであれば広めたいんですけど、やっぱりいろんな問題があるかも知れない。それをきちんとやっていきたい。

何度も申し上げておりますように、子供がすくすく育つためには、まず教育の主役たる保護者、教師、それから学校、これが主体なんです。それに、この前の

共育フェスティバルじゃないんですが、ともに育てる。それが、地域の方々がどれだけ協力しながら育てていくか。要するに、共育のともに育てる精神だと思います。だから、私は正直、先ほど議員がおっしゃっていました、この連携ですね。要するに、子供を中心にしながら、教育者、教育、学校、そして保護者、そして地域の方々がどうやって連携をとりながらやっていくかと、これが非常に重要な話だと思います。

私は正直申しまして、先ほどの、同年代というような、同じ年ですから、感じるころは、意気に感じるころはあるんです。ただ、それだけではなしに、さつき不易と流行ということを申し上げましたけれども、不易というのは、やっぱり教育としてどうしても、これは崩すことができないものは徹底的にやっていかなければならない。時代に応じて流行というのがありますから、それも今の現代においてどうやるべきなのかということ、やはり先ほどおっしゃったように、議員、議会の皆様方、それから教育委員会、それで私とともに、それは当然のことながら私は教育には徹底的に力を入れていきたい。それは何のためなのか。子供がすくすくとたくましく生きられる、たくましく育てられるような、そういう環境はぜひともつくっていききたい、このように考えております。

議長（南靖久議員） 教育長。

教育長（二村直司君） 私自身も、本当にこれが尾鷲の教育だというふうに打ち出したいなというふうに思っております。きょう、村田議員の熱い思いを聞かせていただいて、本当に1人の子供も取り残さない、1人の教師も取り残さない、1人の家庭も取り残さない、このことの重みを改めて肝に銘じた次第でございます。

今、きょう御指摘のこの問題を是正するためには、やっぱり基本的には、今、きつい時代で、社会のきついこういう状況の中で、我が子と向き合っている保護者の要望の内実、これをしっかりと丁寧に酌み取る、そういう学校でありたいし、また、多忙化の中で本当に疲弊している教師がたくさんいる中で、時には、先生、あんた、ここのところよかったと褒めてあげてほしい。そういうお互いの励まし、支え合いの中で、尾鷲の教育は進むものというふうに私は信じております。

先ほど来、いろんな課題はありますが、大きく見て、保護者の学校評価は悪くありませんし、これは今後の運動の大きな原動力になろうであろうと。先ほど市長もおっしゃっていましたが、やっぱり子供の成長を喜び合う、それから、全ては子供たちのためという点では、学校も家庭も地域もみんな一緒でございます。

す。忙しい大変な時代ではありますけれども、未来ある子供たちのために、私も先頭に立って頑張ってまいりたいというふうに決意しております。

議長（南靖久議員） 村田議員。

7番（村田幸隆議員） 教育長はさっきから難しい顔をして聞いておりましたから、これ本当に不服なんじゃないかなと思ったら、まあわかってくれているんですね。その教育長のうまい答弁に私もごまかされるわけでありましてけれども、私はそう思いながらも、ずっとじっくりその教育長の教育方針というものを見定めていきたいなど、こう思っておるんですけれども。

やっぱり保護者の方々にも、いろいろ常識を持って御判断いただく、役割分担をきちっとしていくためには、やっぱり何といても学校の教師が、いかに自信を持って、余裕を持って、学校がきちっとした校則あるいは規則のもとに、学校という使命のもとに姿勢を打ち出せるかなんですよね。その一つとして、先ほど教員のメンタル面でのことも申しあげましたけれども、加えて、文科省が発表している働き方改革ですね。その中には、教師の勤務時間についてのガイドラインをつくりなさいよとか、仕事の軽減については、やっぱり仕事の見直し、これは先ほど来から私は申しあげておるように、保護者と地域との役割分担、この役割分担をきちっとしていく。そのためには、役割分担をきちっとやっていくためには、教育委員会もさることながら、各単位の学校がきちっとした強い方針を持つということでもありますから、その辺をさらにひとつ力を入れていただきたいな。

今、教育長の話にもありましたけれども、全体の評価としては悪くないんだということでもありますけれども、であるならば、全体の評価としては悪くないのであれば、さらにいいように、さらに充実をするように御努力をしていただく。そのための改革と言うと、私は改革のつもりでおるんですけれども、大げさかもしれませんけれども、そのための施策、そして実行というものは、どうぞ積極的にやっていただくということを切に希望しておきたいと思うわけであります。

それから、市長の力強い答弁もありました。しかし、その点からすると、やっぱり地域をつくるんだということ、これからすると、非常に尾鷲はいろんな現実があるんですよ。なぜかという、尾鷲市に来る、赴任をしてくる方々、お子さんが大きい人は別ですよ。しかし、お子さんが小学校、中学校ですると、大概単身赴任なんですよ。何でなんですかと、二、三の人に聞きました。尾鷲は食べ物もおいしいし、住みやすいと思うんですよ。しかし、子供の教育を考えると、家庭には家庭の教育方針というのがありまして、尾鷲ではねというようなことを言

われる人が現実にはいらっしゃるんですね。

ですから、そういう見方をされるということは、本当に私も尾鷲人として忍びない。ですから、尾鷲は、学力はそこそこ、そして、しかし教育方針というのはすごいんですよということになれば、またそういった方も見直してくれるだろうということがありますので、私はあえて申し上げたわけでございますし、もう一つは三重大の地域枠ですね。これなんかも、高校あたりへ行ったら、尾鷲じゃなくてほかの高校へ行ったら、プログレあたりで優秀な成績を上げた人が推薦枠へ入ってくるという実態もありますけれども、それは尾鷲高校が悪いんじゃないですよ。プログレ、よくできますよ。しかし、尾鷲から全部、それらは全部よその学校へ行かんでもできるんやというぐらいのね。高校になれば義務教育は外れますけれども、そういった全般的な尾鷲市の教育の向上ということが、やっぱり尾鷲市の今後の地域づくりの大きな根幹になってくるのかなという気がしますので、その辺も御理解をいただいて、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。これについて、市長、何かありましたら。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） どんどんどんどん人口が減っている。尾鷲の高校につきましても、進学者、就職者ともに、どんどんどんどんよそへ出ていってしまう。こちらから帰ってくる人、あるいは、先ほど議員がおっしゃったような単身赴任で来られる。そのお話は何人かの方から聞きました。私も認識しているつもりであります。

そのためにも、やっぱり教育なんですね。子育ても必要です。病院も必要です。そういう方々、所得以外のそういう尾鷲のよさというものがきちんと外に発信できれば、必ずそういう方々が移住定住というのはあり得ると思うんです。その中の一番大きな柱というのは僕は教育だと思っております。教育を、やはりいかにしていい教育をしていくかと。先ほど教育長も申し上げておりますように、そういう教育を尾鷲にやらなきゃならない。やっぱりやるべきだと。そのために、教育に対する力というのは今後推し進めていきたい、このように考えております。

議長（南靖久議員） 村田議員。

7番（村田幸隆議員） 大まかのことの御意見も聞き、それから市長、教育長の強い姿勢を示していただきましたので、これについては今回質問した意義があったのかなと今思いながらおったんですけれども、全国の津々浦々、全国の自治体それぞれ教育委員会がある。その教育委員会で、おらがまちの教育はこういう方針を

出して特徴があるんですよと、こぞったようにPR合戦をしておるんですね。

尾鷲も、尾鷲人をつくり上げるとか、特色のある目的、指針を示されておりますけれども、私は、今のこの保護者、それから学校、教師、地域、教育委員会、この連携がとれば、これこそが尾鷲市の教育の大きな特徴になると私は思うんですね。全国いろんなところがありますけれども、今申し上げたことは尾鷲だけじゃない。全国ほとんどの市町がそうなんですよ。

ですから、そんな中で、ここをきちっと確立させていって、改革をやっていったということになれば、これだけで尾鷲市の教育界はということに、特徴になるので、ぜひなし遂げるために、教育長、ひとつ御努力をいただきたいと思います。あと2年間、私も在職しておりますから、本当に先生、あれですよ、教育長、ががががが口げんかして、がががやってもいいんですよ。本当の心と心の議論をして、本心をぶちまけ合って、その中からどういうものをつくり出していくのかということを経験しなければいけない。

市長に申し上げたいことは、今、七つのプロジェクトチームをやろうとしていますね。教育は入っていませんね。ですから、できたら、無理難題かもしれませんが、八つのプロジェクトチームにして、教育というものを、改革のために、ひとつお入れをいただきたいということを心よりお願いして、私の質問を終わりたいと思います。返事をくれんな、市長。返事をしてください。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） 確かに重要な話です。プロジェクトというのは、ほかにもやっぱりいろいろやっていかなきゃならない。とりあえず今、どうしても先に進めなきゃならないのが、とりあえずのところは七つのプロジェクト、ほかにも議員おっしゃっていますように、もっともっとやっぱり今やらなきゃならないものというのは結構出てくると思います。またその辺のところも整理しまして、当然のことながら、これだけ私も強く教育ということを行っているんですから、このプロジェクトは立ち上げたいと、このように考えております。

議長（南靖久議員） 村田議員。

7番（村田幸隆議員） そのプロジェクトチームにつきましては七つありますから、その後でもいいんですけれども、それまでの間は、下手なプロジェクトチームよりよっぽど力ある教育長が、それこそ本腰を入れてやってくれるでしょうから、安心はしておりますけれども、できれば八つ目のプロジェクトチームとして、そういうものも協議をできるような体制を整えていただくということだけを要望し

ておきますので、お願いを申し上げます。

議長（南靖久議員） 以上で本日の一般質問は打ち切り、あす5日火曜日午前10時より続行することといたします。

本日はこれにて散会いたします。

[散会 午後 3時08分]

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 南 靖 久

署 名 議 員 小 川 公 明

署 名 議 員 高 村 泰 徳